

「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」(第34回)

2024年4月24日(水)
10時00分～

次 第

- 「社債の取引情報の報告・発表制度」に関する定期検証について

以 上

「社債の取引情報の報告・発表制度」 に関する定期検証（2023年度）

2024年4月24日
日本証券業協会

1. 定期検証アンケート結果について（発表対象基準拡大） ……P. 2
2. 発表対象基準拡大に係る対応方針 ……P. 6
3. 発表対象基準拡大における論点 ……P. 7
4. 定期検証アンケート結果について（その他の事項） ……P.10
5. ご議論いただきたい事項 ……P.16

- 参考資料 ……P.17

1. 定期検証アンケート結果について（発表対象基準拡大）

1. 発表対象基準について【アンケート問 1】

- | | |
|-------------------------------|------|
| 1. 直ちに拡大すべき | : 7社 |
| 2. 引き続き影響を注視すべき（直ちに拡大すべきではない） | : 9社 |
| 3. 未回答 | : 2社 |

（主なご意見）

回答	主なご意見の内容
1. 直ちに拡大すべき【7社】	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社債懇報告書において、社債市場の流動性に悪影響が生じていないことを確認したうえで段階的に発表対象銘柄の拡大を進める方向としており、2021年4月の新たな発表対象においても銘柄群の取引状況に有意な変化がなかった以上、発表対象基準は拡大すべきものとする。これにより市場の透明性が増すことによって日本の社債市場のプレゼンスは向上することが期待される。（A社、B社） ➤ 頂いた取引件数、取引数量などのデータを見る限り、明確なマイナスの影響は認められず、その他の特別な考慮を要する要因も特には見当たらないことから直ちに拡大すべき。（C社） ➤ 市場に悪影響がないことを確認しつつ、将来的な全銘柄公表に向けて徐々に拡大するという基本方針に沿った対応が適切ではないか。（D社、E社） ➤ 当報告・発表制度の運用も市場に十分浸透しており、ドル建て社債のように投資家保護の観点から全ての銘柄に早期の取引の透明化が望まれる。（F社）

1. 定期検証アンケート結果について（発表対象基準拡大）

1. 発表対象基準について【アンケート問 1】（続き）

（主なご意見）

回答	主なご意見の内容
<p>2. 引き続き影響を注視すべき （直ちに拡大すべきではない） 【9社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社債市場は、今まで少なからず日本銀行による社債オペの影響があった。3/19の日銀決定会合の内容では1年後に社債オペが無くなるとされており、その影響を注視する必要があるのではないか。（G社） ➢ 長期間に渡った金融緩和政策の正常化が予想されるが、その金融政策の変更が社債市場に与える影響については不透明な点が残るため、引き続き現行の発表対象基準による社債市場への影響を注視すべき。（H社、I社） ➢ 高格付の債券と比較して低格付の債券は流動性に劣り、ネガティブな格付アクションが起こる可能性も高く、プライスのボラティリティも大きい。発表対象銘柄を拡大しても市場実勢について有益な情報を与える可能性が低く、逆に市場参加者に対して市場実勢に関して誤った認識を与えかねない。（J社、K社、L社） ➢ 2021年4月の拡大による有意な変化が見られなかったのは比較的流動性のある銘柄群だったことによる可能性があり、更なる対象拡大がより流動性の低い銘柄群の流動性にネガティブな影響を与えるのかについては依然として不透明ではないか。（M社）
<p>拡大すべきと考えられる時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日本銀行社債オペが実施されなくなった影響を見極めた時期（G社） ➢ 金利水準の変化に伴って投資家の売買動向に変化が出ているため、金融政策の影響を市場参加者が見定め、投資家の行動が安定したと思われる時期（H社） ➢ 売買高の増加や回転率の上昇が確認された時期（K社） ➢ 当面拡大すべきではない（L社） ➢ マーケット参加者のコンセンサスが得られた時期（M社）

1. 定期検証アンケート結果について（発表対象基準拡大）

2. 発表対象基準拡大の優先度について【アンケート問2】

- ① A マイナス相当のもの : 5社
- ② 発行額が500億円未満であるもの : 6社
- ③ 劣後特約付きのもの : 3社
- ④ 残存年数が20年以上のもの : 7社
(複数回答あり)

参考：現在の発表対象基準

- ・銘柄格付がA A格相当以上であるもの
- ・銘柄格付がA格相当であるもの（ただし、以下を除く）
 - ① 銘柄格付がA マイナス相当
 - ② 発行額が500億円未満
 - ③ 劣後特約付き
 - ④ 残存年数が20年以上

(主なご意見)

回答	主なご意見の内容
① A マイナス相当を公表	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資産データから銘柄数等への影響が限定的であり、また、③劣後特約や④残存20年以上に比べて優先度が高いと考えられる。(A社)
②発行額500億円未満を公表	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現在の起債市場で発行額500億円は稀なため、徐々に水準を引き下げるのが望ましい。ひとまず300億円まで引き下げるのが適切であり、来年度以降において市場に悪影響がないことを確認して100億円→撤廃することが望ましい。(D社) ※ 発表対象とする発行額水準は300億円、200億円、100億円と複数の意見が寄せられている。
④残存20年以上を公表	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公表数が少なく、市場への影響が軽微なため望ましいのではないかと。(H社、J社) ➢ 20年超で500億円以上発行できる程投資家層に厚みがあると考えられ、流動性への影響が少ないと考えられる。(L社)

1. 定期検証アンケート結果について（発表対象基準拡大）

2. 発表対象基準拡大の優先度について【アンケート問2】（続き）

（主なご意見）

回答	主なご意見の内容
① A マイナス相当 ③ 劣後特約 ④ 残存20年以上 のいずれも公表	▶ 前回の発表対象基準拡大によるカバー率の推移（銘柄数2%程度、取引量7%程度）と同程度であり適切ではないか。前回の発表対象銘柄拡大がCOVID-19の入り口で施行されたことを考慮すると、前回と同程度の拡大では抑制的とも考えられる。（C社）
① A マイナス相当 ② 発行額500億円未満 のいずれも公表	▶ プライマリー市場での一定の規模感があるA マイナス格相当と発行額基準において緩和を希望する。（B社） ▶ 発表対象基準の拡大が市場の流動性にネガティブな影響を与えないことに鑑み、流動性向上の観点からA マイナス格相当と発行額基準の緩和が望ましい。（I社）
③ 劣後特約 ④ 残存20年以上 のいずれも公表	▶ 他の組合せよりもカバー率が大きく改善されて効果が大きいため、望ましいのではないか。（E社）

2. 発表対象基準拡大に係る対応方針

1. 発表対象基準について【アンケート問1】

2. 発表対象基準拡大の優先度について【アンケート問2】

【今回の対応方針について】

- ◆ 市場に悪影響がないことを確認しつつ将来的な全銘柄公表に向けて段階的に拡大するという基本方針を踏まえ、発表対象基準について直ちに拡大すべきという意見が寄せられておりますが、日銀が金融政策を大きく転換したことによる社債市場への影響を注視すべきであり、直ちに発表対象基準を拡大することは難しいという現状維持を望む意見も多く寄せられております。
- ◆ アンケート結果や社債の売買高に関するデータからは2021年4月の発表対象銘柄拡大が流動性にマイナスの影響を与えていないことから発表対象基準の拡大を行うことが考えられますが、金融政策転換の直後であることを考慮し、今回の定期検証では、発表対象基準の拡大は見送り、現在A格銘柄に付されている各要件に関し、拡大検討に際しての論点について意見交換を行うこととしてはどうかと考えております。
- ◆ 年内を目途に次回定期検証を実施し、金融政策の転換による社債市場への影響を委員の皆様にご確認させていただき、本日の議論も踏まえつつ、発表対象基準の拡大に向けた検討を進めることとしてはどうかと考えております。

3. 発表対象基準拡大における論点

格付：A-格相当までの発表

【上記銘柄が除かれている理由】（2020年5月 第28回会合資料参照）

- ✓ A格の銘柄は、AAA格やAA格の銘柄と比較して信用度のばらつきが大きいことから、一律にA格すべてを対象とすることには慎重であるべきとの指摘を踏まえ、Aフラット以上の格付を取得している銘柄を対象とした。

【格付別の取引件数・取引数量】（2023年1月～12月）

	銘柄数	年間の合計取引量		1銘柄当たりの1日の平均取引量	
		件数	金額	件数	金額
A格すべて	1,627銘柄	18,605件	4兆9,318億円	0.045件	1,179万円
(A+格)	(713銘柄)	(6,240件)	(1兆6,607億円)	(0.029件)	(871万円)
(Aフラット格)	(563銘柄)	(7,311件)	(1兆9,037億円)	(0.033件)	(1,454万円)
(A-格)	(351銘柄)	(5,054件)	(1兆3,674億円)	(0.052件)	(1,398万円)

※銘柄数は12月時点、詳細データ、注釈等はP.17以降を参照

【拡大検討に際しての論点】

- ◆ A-格銘柄について、年間の合計取引量・1銘柄当たりの1日の平均取引量ともに、A+格銘柄やAフラット格銘柄と同程度の取引量があり、A-格銘柄の流動性自体はA+格、Aフラット格と同等と考えるがどうか。
- ◆ A格銘柄間における信用度のばらつきが大きいという状況に変化はないか。一律にA格すべてを対象とすべきではないということは現在も妥当か。

3. 発表対象基準拡大における論点

発行額：発行額500億円未満（例えば300億円以上）の発表

【上記銘柄が除かれている理由】（2020年5月 第28回会合資料参照）

- ✓ 一定の流動性が確保されると考えられる水準として、発行額500億円以上の銘柄を拡大対象とした。

【A格銘柄の取引件数・取引数量】（2023年1月～12月）

	銘柄数	年間の合計取引量		1銘柄当たりの1日の平均取引量	
		取引件数	取引金額	取引件数	取引金額
1,000億円以上	66銘柄	4,570件	1兆4,138億円	0.261件	8,078万円
500～999億円	92銘柄	3,739件	9,202億円	0.149件	3,658万円
300～499億円	153銘柄	3,490件	8,871億円	0.088件	2,226万円
200～299億円	209銘柄	2,064件	4,991億円	0.037件	895万円
100～199億円	884銘柄	4,154件	1兆 908億円	0.018件	1,481万円
100億円未満	223銘柄	588件	1,208億円	0.011件	228万円

※銘柄数は12月時点、詳細データ、注釈等はP.17以降を参照

【拡大検討に際しての論点】

- ◆ A格銘柄の発行額別の取引量について、発行額300～499億円の銘柄は、発行額500億円以上には劣るものの、年間の合計取引量・1銘柄当たりの1日の平均取引量ともに一定の取引量があるため、一定の流動性はあると考えるがどうか。

3. 発表対象基準拡大における論点

劣後特約・残存年数：劣後特約付きの社債、残存年数20年以上の社債の発表

【上記銘柄が除かれている理由】（2020年5月 第28回会合資料参照）

- ✓ 価格変動の大きさや投資家層の厚みを考慮し、劣後債もしくは超長期債（残存年数20年以上）のいずれかに該当する銘柄は拡大の対象から除外することとした。

【A格銘柄の取引件数・取引数量】（2023年1月～12月）

	銘柄数	年間の合計取引量		1銘柄当たりの1日の平均取引量	
		件数	金額	件数	金額
劣後または超長期債	167銘柄	6,221件	1兆8,104億円	0.112件	3,250万円
(劣後債)	(159銘柄)	(6,000件)	(1兆7,346億円)	(0.112件)	(3,219万円)
(超長期債)	(90銘柄)	(4,445件)	(1兆3,075億円)	(0.153件)	(4,477万円)
上記以外の銘柄	1,460銘柄	12,384件	3兆1,213億円	0.034件	861万円

※銘柄数は12月時点、詳細データ、注釈等はP.17以降を参照

【拡大検討に際しての論点】

- ◆ A格銘柄の劣後特約付きの社債、残存年数20年以上の社債の取引量について、年間の合計取引量において一定の取引量が確認でき、1銘柄当たりの1日の平均取引量においてはそれ以外のA格銘柄の社債と比較して取引量が多いため、流動性の面では問題ないと考えるがどうか。
- ◆ 価格変動の大きさや投資家層の厚みの状況に変化はないか。これらを引き続き考慮して除外することは現在も妥当か。

4. 定期検証アンケート結果について（その他の事項）

3. 発表事項について【アンケート問3】

（1）ISINコードの利用

見直しの内容	理由・ご意見
取引情報にISINコードをつけて公表する	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ISINコードでの管理のしやすさから、銘柄コードをISINコードに変更もしくは並列公表すべきではないか。（N社）

【対応案】

- ◆ 2021年度の定期検証時にも同様の要望があり、証券コード協議会に確認したところ、同協議会においては一覧性のあるデータ形式でのISINコードの提供は有償であり、日証協が一覧性のあるデータ形式により無償でISINコードを含む情報を発表することは、有償頒布との整合性から認められないとの回答がありました。
- ◆ 今般、改めて同協議会に確認いたしました。2021年度定期検証当時と状況は変わっていないため、取引情報にISINコードをつけて公表することは認められないとのことでした。
- ◆ 一方、本要望については中長期的な課題としてご検討いただけるとのことでしたので、引き続き同協議会と協議してまいります。

4. 定期検証アンケート結果について（その他の事項）

3. 発表事項について【アンケート問3】（続き）

（2）「取引数量」の細分化 【前回検証時と同様のご提案】

見直しの内容	理由・ご意見
「取引数量」の「5億円未満/5億円以上」の区分を細分化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 直ちに見直しを求めるものではないが、市場の透明性の観点から「取引数量」の細分化について、機が熟せば前向きに検討すべきではないか。（C社）

【対応案】

- ◆ 「取引数量の細分化」については、細分化により取引の特定につながるデメリットに比して、細分化により得られるメリットが小さいとの指摘があり、2017年の定期検証以降、毎回見送っております。
- ◆ 市場データを踏まえると、その取引量に大きな変化がないため取引の特定につながりかねないといった懸念は払しょくできず、また、本件に関する他の委員からのニーズも確認できませんでしたので、検討を見送ることとしてはどうかと考えております。

4. 定期検証アンケート結果について（その他の事項）

3. 発表事項について【アンケート問3】（続き）

（3）「取引時刻」の追加【前回検証時と同様のご提案】

見直しの内容	理由・ご意見
取引時刻（取引時間）を発表事項に追加する	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 直ちに見直しを求めるものではないが、市場の透明性の観点から「取引時刻」について、機が熟せば前向きに検討すべきではないか。（C社）

【対応案】

- ◆ 「取引時刻」（約定時刻）については、現在は決済照合システムの必須入力事項となっておらず、これを報告事項に追加するためには、社債取引を行う全ての証券会社、また、(株)証券保管振替機構においてシステム改修及びオペレーションの変更が必要になるものと考えています。
- ◆ 一方で、現行制度上、取引情報について、一日分の取引をまとめて報告日の翌日に発表するため、即時性の観点からは「取引時刻」（約定時刻）を報告・発表事項に追加する重要性はそこまで高くないと考えられます。
- ◆ 寄せられた意見からは、上記のコストを上回るメリットや強いニーズ等があるとは必ずしも読み取れないことから、検討を見送ることとしてはどうかと考えております。

4. 定期検証アンケート結果について（その他の事項）

4. その他の制度改善案について【アンケート問4】

（1）リアルタイムでの取引内容の公表

見直しの内容	理由・ご意見
リアルタイムでの取引内容の公表	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 円債においてはセカンダリー市場価格の透明性の低さに加え、制度上ではリアルタイムでマーケット情報入手できないことから、直近の起債実績をベースに新発債の価格を設定せざるを得ない。発表対象基準拡大と共にリアルタイムで透明性の高い取引内容を確認できる仕組みの導入について今後議論を行うべき。（I社）

【対応案】

- ◆ 公表のタイミングについては、市場が公表された取引価格を織り込むには一定の時間を要するとの指摘等があったことから、社債懇報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」（2012年7月30日）では、社債市場の流動性への影響を鑑みて当面の措置として現行の翌日公表とすることとされております。
- ◆ また、リアルタイムでの公表を行うためには、本協会の取引情報の取得先である（株）証券保管振替機構及び本協会においてシステム改修を伴うオペレーション等の変更が必要になり、過大な負担が発生するものと考えられます。
- ◆ 本WGでは、これまでも発表対象基準の拡大について検討を進めておりますが、まずは本検討を進めることが本WGでの優先課題と考えられるため、リアルタイムでの公表について他の委員からも強いニーズが確認できない限りは、検討を見送ることとしてはどうかと考えております。

4. 定期検証アンケート結果について（その他の事項）

4. その他の制度改善案について【アンケート問4】(続き)

(2) 定期検証の実施頻度の見直し

見直しの内容	理由・ご意見
新発債に係る取引情報の発表開始時期の早期化に係る有効性の検証	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日銀の金融政策が転換点を迎えている中、社債発行量の推移に係る見極めが難しく、セカンダリーも従来以上にボラティルに動く可能性がある。従来1年に1回としている本アンケートについても半年を目途に見直すことも検討したほうが良いのではないか。(I社)

【対応案】

- ◆ P.6に対応方針として記載したとおり、年内を目途に次回定期検証を実施したいと考えております。

4. 定期検証アンケート結果について（その他の事項）

5. 最近の社債市場の動向や本制度が市場に与える影響について【アンケート問5】

ご意見の内容

- 取引情報の公表が定着している中で、売買参考統計値の精度を改めて問題がないか検証してはどうか。（D社）
- 日銀の政策変更により基準金利の動きの活発化も考えられ、投資家からの本制度に対する需要が一層高まるのではないか。（F社）
- 本制度の情報が取引の契機となる場合もあるため、流動性の向上に寄与していると思料する。（E社）

5. ご議論いただきたい事項

【発表対象基準拡大について】

- ① P.6の今回の対応方針（※）どおりの取り扱いでよいか。

また、取引量データの他に発表対象基準拡大の是非を判断する要件として考えられる定量的な指標の条件や定性的な要素はあるか。

※ 本制度が社債市場の流動性に影響を与えていないことから、発表対象基準の拡大を進めることが考えられるが、日銀の金融政策の転換直後であることを考慮して今回は現状維持とすること
年内を目途に次回定期検証を実施し、金融政策の転換による社債市場への影響を確認のうえ、発表対象基準の拡大に向けた検討を進めること

- ② 現行のA格銘柄の除外要件となっている、格付基準（P.7）、発行額基準（P.8）、劣後特約・残存年数（P.9）の「拡大検討に際しての論点」についてどのように考えるか。

【その他の検討事項について】

- ① 以下の事項について、対応案どおりの取扱いでよいか。

- ✓ ISINコードの利用（P.10）
- ✓ 「取引数量」の細分化（P.11）
- ✓ 「取引時刻」の追加（P.12）
- ✓ リアルタイムでの取引内容の公表（P.13）

- ② その他、最近の社債市場の動向や社債の取引情報発表制度が市場に与える影響等について、この機会に検討すべき事項はあるか。

(参考) 2023年1月～12月の社債取引件数・取引数量



(1) 格付ごとの合計取引量・1銘柄当たりの1日の平均取引量

	銘柄数	年間の合計取引量		1銘柄当たりの1日の平均取引量	
		件数	金額	件数	金額
AAA格	213銘柄	1,729件	8,047億円	0.033件	1,560万円
AA格	1,759銘柄	11,662件	3兆6,377億円	0.028件	885万円
A格すべて	1,627銘柄	18,605件	4兆9,318億円	0.045件	1,179万円
(A+格)	(713銘柄)	(6,240件)	(1兆6,607億円)	(0.029件)	(871万円)
(Aワット格)	(563銘柄)	(7,311件)	(1兆9,037億円)	(0.033件)	(1,454万円)
(A-格)	(351銘柄)	(5,054件)	(1兆3,674億円)	(0.052件)	(1,398万円)
BBB格	137銘柄	3,041件	7,508億円	0.086件	2,123万円
BB格	0銘柄	－件	－億円	－件	－万円
無格付	3銘柄	33件	50億円	0.034件	509万円

(注) 取引は約定日ベースで集計。

1億円未満の取引及び日本銀行の社債買入れオペに対する売付けを含まない。

格付は各月の発表対象銘柄判定日時点の格付。

「銘柄数」は12月時点の数字。

「年間の合計取引量」は各区分ごとに月次で算出した取引量を合計して算出。

「1銘柄当たりの1日の平均取引量」は月次で算出した平均取引量を更に年間で平均して算出。

(出所) : 日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

※ (注)、(出所) について、P.18、19において同様。

(2) 発行額ごとの合計取引量・1銘柄当たりの1日の平均取引量

●全銘柄

	銘柄数	年間の合計取引量		1銘柄当たりの1日の平均取引量	
		件数	金額	件数	金額
1,000億円以上	129銘柄	7,954件	2兆4,970億円	0.265件	8,300万円
500～999億円	236銘柄	6,344件	1兆8,501億円	0.115件	3,344万円
300～499億円	446銘柄	6,715件	1兆9,846億円	0.063件	1,861万円
200～299億円	696銘柄	5,546件	1兆5,358億円	0.032件	893万円
100～199億円	1,847銘柄	7,545件	2兆 474億円	0.016件	445万円
100億円未満	385銘柄	966件	2,152億円	0.011件	234万円

●A格 (A+格、Aフラット格、A-格)

	銘柄数	年間の合計取引量		1銘柄当たりの1日の平均取引量	
		件数	金額	件数	金額
1,000億円以上	66銘柄	4,570件	1兆4,138億円	0.261件	8,078万円
500～999億円	92銘柄	3,739件	9,202億円	0.149件	3,658万円
300～499億円	153銘柄	3,490件	8,871億円	0.088件	2,226万円
200～299億円	209銘柄	2,064件	4,991億円	0.037件	895万円
100～199億円	884銘柄	4,154件	1兆 908億円	0.018件	1,481万円
100億円未満	223銘柄	588件	1,208億円	0.011件	228万円

(3) 劣後債・超長期債の合計取引量・1銘柄当たりの1日の平均取引量

●全銘柄

	銘柄数	年間の合計取引量		1銘柄当たりの1日の平均取引量	
		件数	金額	件数	金額
劣後または超長期債	514銘柄	10,476件	2兆9,795億円	0.085件	2,423万円
(劣後債)	(325銘柄)	(9,757件)	(2兆7,156億円)	(0.126件)	(3,499万円)
(超長期債)	(326銘柄)	(8,054件)	(2兆2,891億円)	(0.094件)	(2,671万円)
上記以外の銘柄	3,225銘柄	24,594件	7兆1,505億円	0.031件	893万円

●A格 (A+格、Aフラット格、A-格)

	銘柄数	年間の合計取引量		1銘柄当たりの1日の平均取引量	
		件数	金額	件数	金額
劣後または超長期債	167銘柄	6,221件	1兆8,104億円	0.112件	3,250万円
(劣後債)	(159銘柄)	(6,000件)	(1兆7,346億円)	(0.112件)	(3,219万円)
(超長期債)	(90銘柄)	(4,445件)	(1兆3,075億円)	(0.153件)	(4,477万円)
上記以外の銘柄	1,460銘柄	12,384件	3兆1,213億円	0.034件	861万円

社債の取引情報の発表制度の検討の背景・経緯

時期	検討の内容
2009年7月	「社債市場の活性化に関する懇談会（社債懇）」設置 国際的な金融危機を背景に我が国社債市場の活性化を図るため、社債懇（座長 福井俊彦キャノングローバル戦略研究所理事長）を設置した。
2010年6月	社債懇報告書「社債市場の活性化に向けて」公表 社債懇での議論の内容を取りまとめ、我が国社債市場が抱える課題を整理するとともに、今後の取組み方針を示した。社債の取引情報については、米国・英国の制度を参考に取組みを進める必要があるとされた。
2012年7月	社債懇部会報告「社債市場の活性化に向けた取組み」公表 「社債市場の活性化に向けて」にて提示された取組みについて、各部会での検討結果を取りまとめた。社債の取引情報については、社債の価格情報の透明性を高めて信頼性を確保することが重要であり、米国・EU・韓国等の取組みを参考に、 <u>社債の取引情報の報告を求め、公表する取組みを進めることが示された。</u> また、我が国社債の流通市場の現状を踏まえ、信用リスクが相対的に大きい企業の社債の流動性や市場参加者の売買動向等への影響に対する懸念から、社債の取引情報の公表に当たっては、公表対象銘柄、公表方法及び公表日に関して、段階的に公表を進めることとされた。
2013年9月	「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」設置 「社債の価格情報インフラの整備」等について実施に向けた必要な措置等の検討を行うため、同ワーキング・グループ（主査 野村修也 中央大学法科大学院教授）を設置した。
2015年11月	「社債の取引情報の報告・発表制度」開始 次頁のとおり社債の取引情報の報告・発表制度を開始した。また、制度開始以後も同制度が社債の流動性に与える影響等について定期的に検証を行い、必要に応じて制度見直しの検討を実施（詳細はP.22）している。

(参考) 社債の取引情報の発表制度の概要

社債の取引情報の発表制度の概要

発表方法	日証協ホームページにより、毎営業日、午前9時を目途に前日の取引について発表
発表対象の取引	取引数量が額面1億円以上の取引
発表対象の社債	<p>【制度開始時】</p> <p>① 当該社債の銘柄格付がA A格相当以上</p> <p>② 当該社債の銘柄格付を二以上取得、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得</p> <p>【現行制度】</p> <p>① 銘柄格付がA A格相当以上であるもの</p> <p>② 銘柄格付がA格相当（Aマイナス相当を除く。）で、発行額が500億円以上であるもの（劣後特約付きのもの及び残存年数が20年以上のものを除く。）</p>
発表対象銘柄の更新頻度・発表時期	<p>【制度開始時】</p> <p>毎月15日時点の情報に基づき発表対象銘柄を更新の上、毎月20日に翌月の銘柄一覧を発表。新規発行銘柄について、発行日から発表開始まで30営業日程度を要する場合がある。</p> <p>【現行制度】</p> <p>発表対象銘柄の更新を日次で行い、毎営業日、当日の発表対象銘柄の一覧を発表。新規発行銘柄については、発行日から発表開始までの期間が10営業程度に短縮。</p>
発表事項	<p>【制度開始時】</p> <p>①約定年月日 ②銘柄コード ③銘柄名 ④償還期日 ⑤表面利率</p> <p>⑥取引数量（額面金額ベース） ⑦約定単価 ⑧売買参考統計値（平均値）</p> <p>【現行制度】</p> <p>上記の項目の他、「売買の別」を追加</p>

過去の定期検証による制度見直しについて

施行時期	見直し内容
2015年11月	社債の取引情報の報告・発表制度の開始 ①当該社債の銘柄格付がA A格相当以上、かつ、②当該社債の銘柄格付を二以上取得、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得の銘柄を公表
2017年3月	発表対象基準における複数格付要件の撤廃 複数格付要件（銘柄格付を二以上取得or発行体格付を二以上取得）によって、一部の高格付銘柄が社債の取引情報の発表対象から除外されていることに市場関係者が違和感を有しているとの意見を受け、本要件を撤廃した。
2018年10月	発表事項における「売買の別」の追加 投資者の利便性向上の観点及び証券監督者国際機構（IOSCO）より公表された市中協議報告書※を踏まえ、報告事項及び発表事項に「売買の別」を追加した。
2021年4月	発表対象基準の拡大（A格の一部まで） 社債市場の透明性及び投資家の利便性向上の観点から、発表対象銘柄をAA格からA格の一部にまで拡大した（流動性や投資家層の違い等に考慮し、A格の一部を除外）。
2021年12月	時系列データの発表 利用者におけるデータの取得に係る利便性向上の観点から、過去分の取引情報について、これまでの「営業日毎のデータ」に代えて、「年間の時系列データ」を掲載することとした。
2024年2月	新発債の発表開始時期の早期化 新発債に係る取引情報の発表開始時期について、発行日によって銘柄毎に発表開始までの期間が異なる取扱い（発行日から最長約30営業日後の発表）を変更し、一律に発行日の10営業日後より取引の発表を開始することとした。

※2017年8月14日「社債流通市場における監督上の報告と公的透明性」（Regulatory Reporting and Public Transparency in the Secondary Corporate Bond Markets）において、規制当局への報告項目・透明性要件として、「社債の銘柄、価格、取引数量、売買の別、約定タイミングが含まれるべきである。」旨の記載がされた。

- 2012年7月30日付「社債市場の活性化に向けた取組み」（「社債市場の活性化に関する懇談会 部会」報告）（以下「社債懇報告書」といいます。）において、社債の取引情報の公表については、以下のとおり提言されています。

2. 社債の取引情報の公表

日証協は、上記1により証券会社から報告があった社債の取引情報について、日証協の自主規制規則に基づき、次により公表を行う。ただし、社債の取引情報の公表が社債の流動性等に与える影響を考慮し、(1)の公表対象銘柄、(3)の公表方法及び公表日については、当分の間、例えば、当該各項目に掲げる公表対象銘柄、公表方法及び公表日とする。

(1) 公表対象銘柄

上記1により証券会社から報告があった全銘柄とする。

【当分の間の措置】

次の銘柄とする。

- ① 発行総額500億円以上の銘柄
- ② 一以上の格付機関からA以上の格付を取得している銘柄
- ③ 過去の取引金額、取引件数等が一定以上ある銘柄

- 上記の下線部分のとおり、社債懇報告書では、原則として「全銘柄の取引の公表」が提言されておりましたが、一方で、社債の取引情報の公表が社債の流動性等に与える影響を考慮し、「当分の間の措置」として、発表対象銘柄を限定することも提案されておりました。
- この提案を踏まえ、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」（以下「本ワーキング」といいます。）において制度詳細の検討が行われ、当初は「A A格相当以上の格付を取得している銘柄（複数格付を取得している銘柄又は発行体に限る）」を発表対象として制度が開始されることとなりました。

(続き)

- その後、本ワーキングにおいて制度の定期検証を行うなかで、複数格付要件の廃止やA格相当の一部の銘柄を発表対象に追加するなどの見直しを図ってまいりました。
- 本ワーキングにおいては、社債市場の流動性への影響を見ながら、発表対象銘柄の拡大について慎重にご検討いただいているものと認識しておりますが、基本的な考え方としては、社債懇報告書で提言された「全銘柄の取引の公表」を最終的なゴールとしつつ、社債市場の流動性に悪影響が生じていないことを確認したうえで、段階的に発表対象銘柄の拡大を進める方向であることについて、改めて委員の皆様と認識を共有させていただきます。

【参考】社債の取引情報の発表に関する取扱いについて（ガイドライン）

12. 流動性に与える影響等の検証

本協会は、社債の取引情報の発表の実施後、社債の流動性に与える影響等について定期的に（少なくとも1年に一度）検証を行い、必要に応じて発表対象銘柄、発表事項、発表方法及び発表時間等について見直しの検討を行うこととする。

社債の取引情報の報告・発表制度の定期検証に関するアンケート（各社回答）

締切：2024年3月19日

1. 発表対象基準について

【問1】

市場参加者・市場関係者としてのご知見を踏まえ、発表対象を更に拡大すべきか、あるいは引き続き現行の発表対象基準による社債市場への影響を注視し、直ちに拡大すべきではないかについて、ご意見をお願いいたします。また、「2. 引き続き影響を注視すべき（直ちに拡大すべきではない）」と回答した場合には、拡大してもよいと考える時期や条件等があれば御回答ください。

社名	回答の理由/拡大してもよいと考える時期や条件等
1. 直ちに拡大すべき	
市場へのマイナスの影響が確認されなかった	
A社	社債懇談報告書において、社債市場の流動性に悪影響が生じていないことを確認したうえで、段階的に発表対象銘柄の拡大を進める方向としているうえで、2021年4月の新たな発表対象においても銘柄群の取引状況に有意な変化がなかった以上、発表対象は拡大すべきものとする。
C社	流動性等へのマイナスの影響が明確に指摘されない限り、発表対象を拡大するという大原則をご確認いただき、ありがとうございます。 頂いた取引件数、取引数量などのデータを見る限り、明確なマイナスの影響は認められず、その他の特別な考慮を要する要因も特には見当たらないことから直ちに拡大すべきものと思料いたします。
B社	「全銘柄の取引の公表」をゴールとしている中、2021年4月に発表対象拡大が実施されたものの、ネガティブな影響はなかったことから発表対象は直ちに拡大すべきだと考えます。これにより市場の透明性が増すことによって日本の社債市場のプレゼンスは向上することが期待できます。
基本方針に沿って進めるべき	
D社	現在の発表対象は件数・金額等から見ても約半数止まりであり、市場に悪影響のないことを確認しつつ、徐々に拡大するという基本方針に沿った対応が適切である。
E社	将来的な全銘柄公表に向けて、毎年少しずつでもカバー範囲を広げていくべきというスタンスのため、「1. 直ちに拡大すべき」と回答いたします。
その他	
F社	当報告・発表制度の運用も市場に十分浸透しており、ドル建て社債のように投資家保護の観点から全ての銘柄に早期の取引の

	透明化が望まれる。
0社	劣後特約付きのものも対象にするべき
2. 引き続き影響を注視すべき（直ちに拡大すべきでない）	
金融政策の影響を注視すべき	
G社	<p>【回答の理由】</p> <p>社債市場については、今まで少なからず日本銀行による社債オペの影響があったと思う。3/19に発表された日銀決定会合の内容では、1年後に社債オペが無くなるとされているため、現状では社債オペが無くなることに対しての影響を注視する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>【拡大してもよいと考える時期や条件等】</p> <p>日本銀行社債オペが実施されなくなって、影響を見極めてからはいかがでしょうか。</p>
H社	<p>【回答の理由】</p> <p>長期間にわたった金融緩和政策の正常化が予想されることから、社債市場の流動性は不安定な状態が続きました。金融政策の変更が社債市場に与える影響については、不透明な点が残りますので、引き続き現行の発表対象基準による社債市場への影響を注視すべきと考えます。</p> <p>【拡大してもよいと考える時期や条件等】</p> <p>金利水準の変化に伴い、社債市場では投資家の選好する年限や格付など売買動向に変化が出て来ております。金融政策が社債市場に与える影響を市場参加者が見定め、投資家の行動が安定したと思われる時期に、発表対象の拡大について検討すべきと考えます。</p>
I社	<p>【回答の理由】</p> <p>日銀の金融政策が転換点を迎えている中、社債の発行量がどのように推移するか見極めが難しく、セカンダリーについても従来よりボラティルになる可能性があり、そのような外部環境を踏まえると現状の仕組みでワークするのか、改めて見直すタイミングを別途設けるべきと思料する。従来1年に1回としている本アンケートについても半年を目途に見直すことも検討したほうが良いと思料する。⇒問4にも記載</p>
低格付債・流動性が低い銘柄での影響を懸念	
J社	<p>【回答の理由】</p> <p>以下の理由から対象範囲の拡大が市場にネガティブな影響を及ぼす恐れがあるため。</p> <p>高格付けの債券と比較して低格付けの債券は流動性に劣ることおよびネガティブな格付アクションが起こる可能性も高い。またプライスのボラティリティも大きく、マーケットメイカーのオファービッドスプレッドも大きい。そのため高格付け債券と比べて市場実勢(ATM という意味で)について有益な情報を与える可能性が低く、逆に市場参加者に対して市場実勢に関して誤った認識を与えかねない。</p>

M社	<p>【回答の理由】</p> <p>2021年4月の拡大による有意な変化が見られなかったのは「発行額が500億円以上」等の比較的流動性のある銘柄群だったことによる可能性があり、更なる対象拡大がより流動性の低い銘柄群の流動性にネガティブな影響を与えるか否かについては依然として不透明であること。</p> <p>【拡大してもよいと考える時期や条件等】</p> <p>マーケット参加者のコンセンサスが得られるのであれば拡大してもよいと考える。</p>
K社	<p>【回答の理由】</p> <p>長期的に見ると社債の発行額が増加しているなかで、売買高は増加トレンドとはなっておらず流動性が向上したとは言い難い。大口の売り引合いや流動性が低い銘柄では付値が公表されることを前提としたビッドになり易く、引き続き対象拡大には影響を慎重に確認しながら進めるべきと考える。</p> <p>【拡大してもよいと考える時期や条件等】</p> <p>売買高の増加や回転率の上昇が確認されたのちに。</p>
L社	<p>【回答の理由】</p> <p>日本の社債市場は厚みがなく、高格付け銘柄においても日常的に大口で売買されているわけではない。市場流動性はマーケットメイカーのリスクテイク能力に依存している。投資家層の薄い銘柄まで対象にしてしまうと、特に市況悪化時においてはマーケットメイカーが自己勘定で売買を受けることが難しくなり、いたずらに価格下落を助長してしまうことになるだろう。</p> <p>【拡大してもよいと考える時期や条件等】</p> <p>上記の理由から当面拡大すべきではない。</p>
慎重に検討すべき	
P社	<p>【回答の理由】</p> <p>市場活性化の観点からは基準拡大が望ましいが、実務上のフィージビリティを慎重に確認する必要があると思われるためです。</p> <p>【拡大してもよいと考える時期や条件等】</p> <p>明確な時期・条件はありませんが、関連する市場参加者の合意状況を慎重に見極めることが必要と思われます。</p>
N社	<p>【回答の理由】</p> <p>社債市場が悪化した際に大幅に悪化した状況で開示した場合、発行企業が調達コストの悪化した情報をもって起債する必要性が生じ、更に社債市場が悪化する悪循環に陥らないかを確認してからでも遅くないと考えています。</p>

【問2】

現在、A格相当の銘柄については、①Aマイナス相当のもの、②発行額が500億円未満であるもの、③劣後特約付きのもの、④残存年数が20年以上のものが発表対象から除外されていますが、①～④の各基準の中で緩和（撤廃）の優先度が高い（緩和しても流動性への影響が低い）と考える基準について、市場参加者・市場関係者としてのご知見を踏まえご意見をお願いいたします。

社名	回答の理由
① Aマイナス相当	
C社	（①+③+④）カバー率を見る限り、銘柄数で3%、取引件数・金額で10%程度の増加であり、前回（2%、7～8%程度）とほぼ同程度か若干多い程度に収まります。前回はCOVID-19の入り口で施行されたことを考慮すれば、むしろ、この程度は抑制的な内容であると考えます。 なお、②についても、カバー率を見る限り、300億円程度までの引き下げはあってもよいと考えますが、①+③+④が実施されるのであれば、強く主張することはいたしません。
I社	（①+②）発表対象銘柄の範囲拡大が社債市場の流動性にネガティブな影響を与えないことに鑑み、社債市場の流動性向上の観点から対象格付け及び発行額基準の拡大が適切と思料。
B社	（①+②）最終的には全銘柄の開示を目指している中、段階的に発表対象基準を緩和することが良いと考えます。具体的には、プライマリー市場での一定の規模感があるAマイナス相当と発行額基準において緩和をお願いしたいです。
A社	Aマイナス相当については、試算データからも銘柄数・取引件数・取引金額への影響が限定的であり、緩和しても流動性への影響が低いと考えられることに加え、劣後特約付きおよび残存年数20年以上に比べ優先度が高いと考えられるため。
O社	（①+③+④）
② 発行額基準	
I社	（①+②）発表対象銘柄の範囲拡大が社債市場の流動性にネガティブな影響を与えないことに鑑み、社債市場の流動性向上の観点から対象格付け及び発行額基準の拡大が適切と思料。一方で、発行額については発行額問わず発表する場合と、100億円まで発表した場合とで影響額に大きな差異はないことから、実務負担に鑑み100億円までの発表が妥当と思料。
B社	（①+②）最終的には全銘柄の開示を目指している中、段階的に発表対象基準を緩和することが良いと考えます。具体的には、プライマリー市場での一定の規模感があるAマイナス相当と発行額基準において緩和をお願いしたいです。また発行額基準については現行の500億円から300億円に緩和することが良いものと考えます。
E社	②の水準はカバー率が大きく改善される100億円が妥当と考えます。
G社	200億円程度
D社	現在の起債市場において発行額500億円というのは稀であり、徐々に金額を引き下げるという観点から、ひとまず300億円とすることが適切であり、来年度以降において悪影響のないことを確認して、100億円以上→撤廃とすることが考えられる。

K 社	300 億円
③ 劣後特約付き	
C 社	(①+③+④) カバー率を見る限り、銘柄数で 3%、取引件数・金額で 10%程度の増加であり、前回 (2%、7~8%程度) とほぼ同程度か若干多い程度に収まります。前回は COVID-19 の入り口で施行されたことを考慮すれば、むしろ、この程度は抑制的な内容であると考えます。 なお、②についても、カバー率を見る限り、300 億円程度までの引き下げはあってもよいと考えますが、①+③+④が実施されるのであれば、強く主張することはいたしません。
E 社	(③+④) ③④の組み合わせはカバー率が大きく改善するため、他の組み合わせより効果が大きいと考えます。
O 社	(①+③+④)
④ 残存年数	
C 社	(①+③+④) カバー率を見る限り、銘柄数で 3%、取引件数・金額で 10%程度の増加であり、前回 (2%、7~8%程度) とほぼ同程度か若干多い程度に収まります。前回は COVID-19 の入り口で施行されたことを考慮すれば、むしろ、この程度は抑制的な内容であると考えます。 なお、②についても、カバー率を見る限り、300 億円程度までの引き下げはあってもよいと考えますが、①+③+④が実施されるのであれば、強く主張することはいたしません。
E 社	(③+④) ③④の組み合わせはカバー率が大きく改善するため、他の組み合わせより効果が大きいと考えます。
H 社	A 格の 20 年超の公表数が少ないため市場全体に与える影響は軽微と考えますが、投資家層に限られるため公表された時点で投資家が特定されうる可能性があります。
J 社	前述したネガティブな影響が比較的小さいと考えられるため。
L 社	20 年超で 500 億円以上発行できるほど投資家層に厚みがあるということなので、流動性への影響は選択肢の中では 1 番低いだろう (問 1 で回答のとおり拡大には反対)。
M 社	残存年数が出揃うメリットがあると考える。
O 社	(①+③+④)

※上記以外の社からは具体的な回答は寄せられなかった。

2. 発表事項について

【問3】

見直しを行うべき発表事項、又は新たに追加すべき発表事項がございましたら、その理由と併せて御回答ください。

社名	事項	理由・コメント
見直しを行うべき発表事項		
N社	ISINコード	ISINコードでの管理のしやすさから、銘柄コードをISINコードに変更もしくは並列公表すべき
C社	数量の細分化	毎年同じことを申し上げて恐縮です。直ちに見直しを求めるものではありませんが、市場の透明性の観点から「取引数量」の細分化について、機が熟せば、前向きに検討すべきものと考えます。 ただし、今回、前記の発表対象の拡大が実施されるのであれば、発表事項については見送りとしていただいて異存はありません。
新たに追加すべき発表事項		
C社	取引時間	毎年同じことを申し上げて恐縮です。直ちに見直しを求めるものではありませんが、市場の透明性の観点から「取引時間」について、機が熟せば、前向きに検討すべきものと考えます。 ただし、今回、前記の発表対象の拡大が実施されるのであれば、発表事項については見送りとしていただいて異存はありません。

※上記以外の社からは見直しを行うべき発表事項や新たに追加すべき発表事項について具体的な回答は寄せられなかった。

3. その他の事項

【問4】

本制度について見直しが必要と考える事項がございましたら、その理由と具体的な見直しの内容を御回答ください。

社名	事項	理由・コメント
I 社	リアルタイムでの取引内容の公表	(問5から回答を移動) 新発債を発行する際、USD 債においてはセカンダリー市場価格をベースにプライシングする一方、円債においては上述したセカンダリー市場価格の透明性の低さに加え、システム上リアルタイムでマーケット情報を入手できないことから、直近の起債実績をベースに設定せざるを得ない状況となっている。この点、社債市場の流動性の低さの一因であると考えられるため、上述の発表対象の拡大と共に、リアルタイムで透明性の高い取引内容を確認できる仕組みの導入について今後議論を行うべきと思料する。
I 社	実施頻度の見直し	(問1から回答を移動) 日銀の金融政策が転換点を迎えている中、社債の発行量がどのように推移するか見極めが難しく、セカンダリーについても従来よりボラタイルになる可能性があり、そのような外部環境を踏まえると現状の仕組みでワークするのか、改めて見直すタイミングを別途設けるべきと思料する。従来1年に1回としている本アンケートについても半年を目途に見直すことも検討したほうが良いと思料する。
C 社	—	「定期検証の実施頻度の見直し」につき、昨年の会合で私から「仮に定期検証の頻度を減らすのであれば、例えば、3年ごとに格付順に発表対象銘柄を拡大するといったロードマップを作成し、何らかの要因により発表対象銘柄の拡大を一度止める必要がある場合には緊急の会合を開いて再検討するものの、特に問題がなければ淡々と対応を進めるという形にすべき」と主張させていただきました。その旨、確認させていただきます。また、本WGの委員から「全銘柄の公表が最終目標となっている中、なぜ定期検証の実施頻度の見直しについての意見が出たのか理解に苦しむ」との重要なご発言があったことも申し添えておきます。(いずれも昨年の会合の議事概要にも記載されております。) 協会におかれましては、本WGの委員に新たに就任された方々への本WGの趣旨・目標についての周知・共有を改めてお願い申し上げます。

※上記以外の社からは本制度について見直しが必要と考える事項について具体的な回答は寄せられなかった。

【問5】

最近の社債市場の動向又は本制度が社債市場の流動性に与えている影響等について、各社様より御提供いただける、又は本WGの皆様にご共有いただきたい御意見・情報等がございましたら、御教示ください。特に、最近の社債市場の動向については、昨今の金利動向や金融政策（その変更見込みも含む）が流動性に与える影響等について、御意見・情報等がございましたらお願いします。

社名	最近の社債市場の動向等に関して、本WGにおける検討の参考となりうる御意見・情報
H社	金融政策の変更を見据えた金利水準の変化によって、社債市場の投資家は低金利を前提とした考え方が変わり、年限や格付など投資対象の変化が促されています。社債市場は長い目で見ると投資家層の変容が見られる時期に差し掛かった可能性があり、その場合の社債価格は金融緩和時期と比べて、不安定になりやすいと考えています。需給悪化時には取引価格の振れが大きくなりやすく、市場参加者が判断するにあたって、無用な混乱を招く恐れがあることから、相対的に流動性が低いと考えられる銘柄にまで、公表対象を拡大することには慎重を期して検討すべきと考えております。
D社	取引情報の公表が定着している中で、売買参考統計値の精度について改めて問題がないか検証してはどうか。
F社	日銀の政策変更により基準金利の動きの活発化も考えられ、投資家からの本制度に対する需要が一層高まると思われる。
E社	本制度の情報が取引の契機となる場合もあるため、流動性の向上に寄与していると思料いたします。

※上記以外の社からは具体的な御意見・情報等は寄せられなかった。

以 上



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

参考2

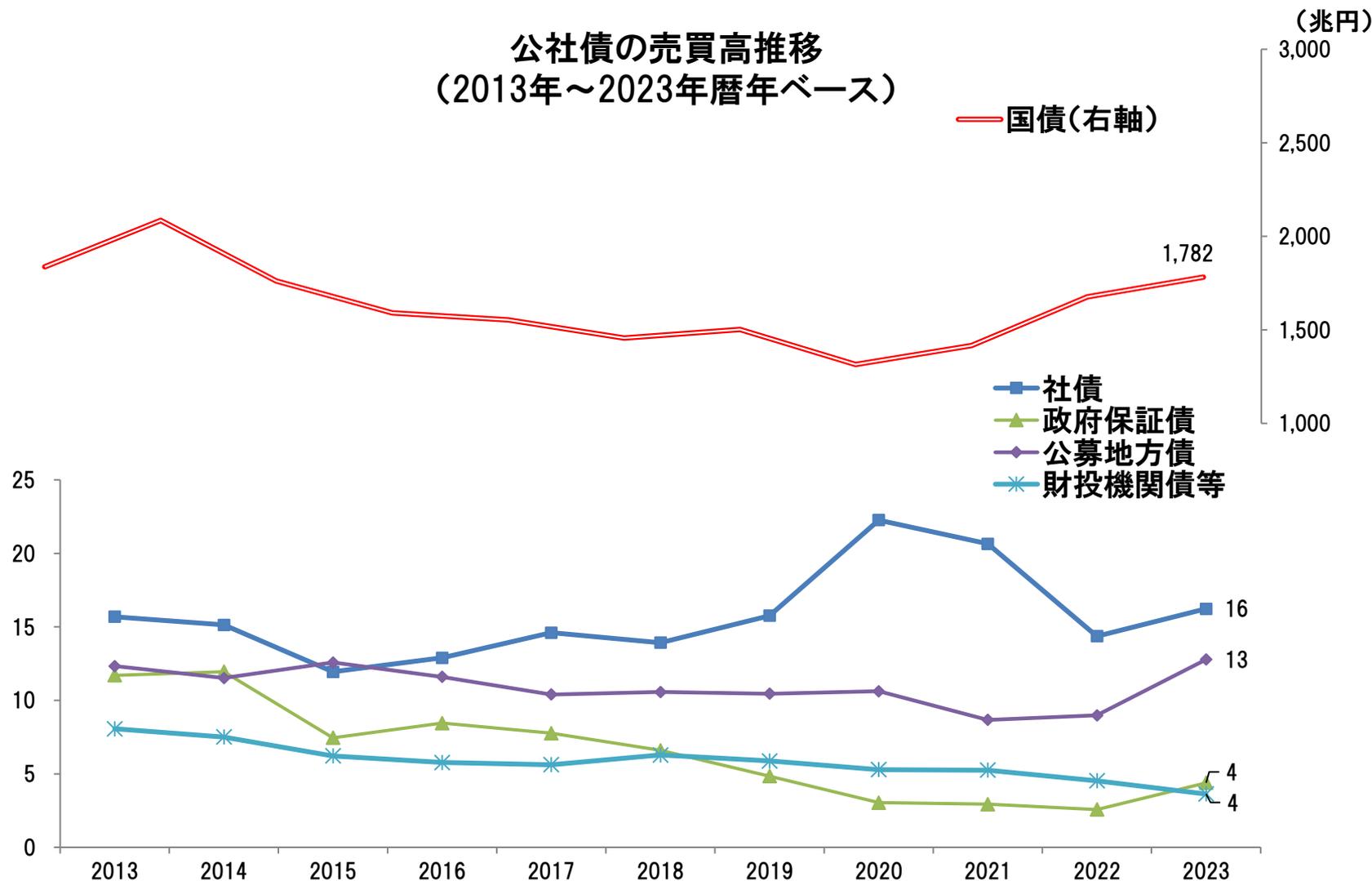
社債の取引情報データ等について (2023年12月時点)

2024年4月24日
日本証券業協会

1. 公社債市場の動向

1-① 公社債の売買高推移

公社債の売買高推移
(2013年～2023年暦年ベース)



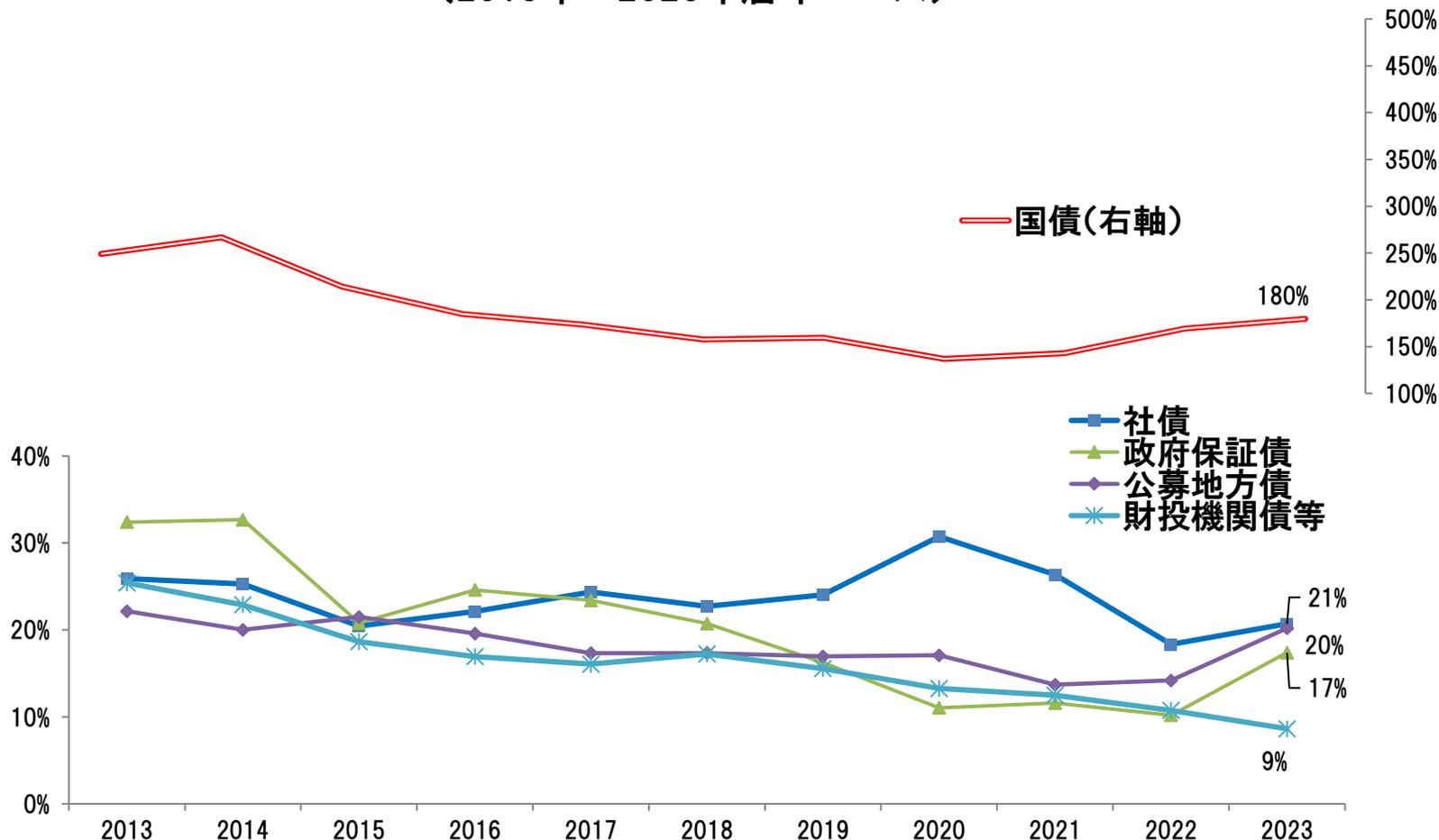
(注) 現先・T-Billを除く。

出所：日本証券業協会「公社債店頭売買高」(2018年4月取引分までは「公社債種類別店頭売買高」)

1. 公社債市場の動向

1-② 公社債の売買回転率推移

公社債の売買回転率推移
(2013年～2023年暦年ベース)

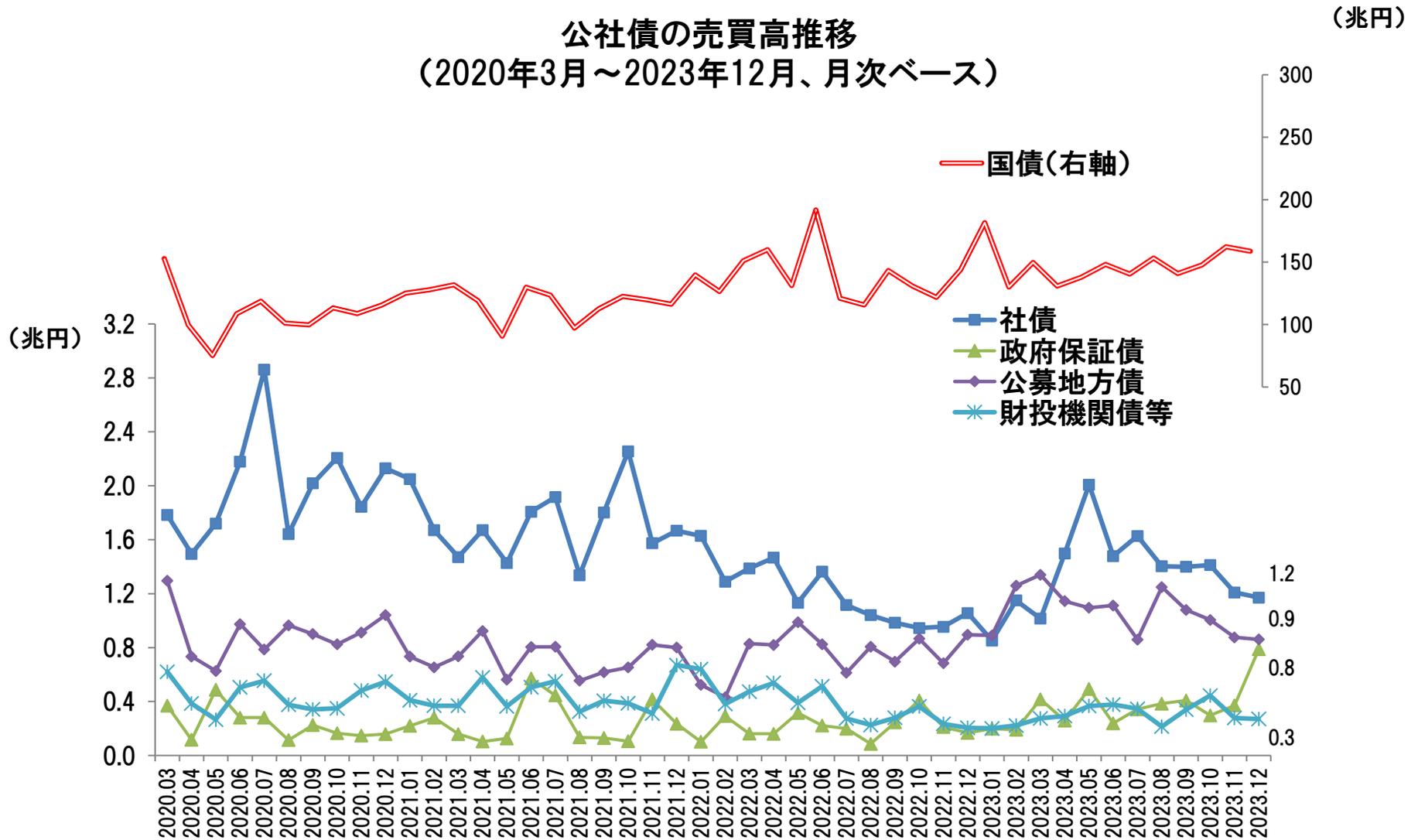


(注) 現先・T-Billを除く。

出所：日本証券業協会「公社債店頭売買高」（2018年4月取引分までは「公社債種類別店頭売買高」）、
「公社債発行額・償還額」

1. 公社債市場の動向

1-③ 公社債の売買高推移



(注) 現先・T-Billを除く。

出所：日本証券業協会「公社債店頭売買高」(2018年4月取引分までは「公社債種類別店頭売買高」)

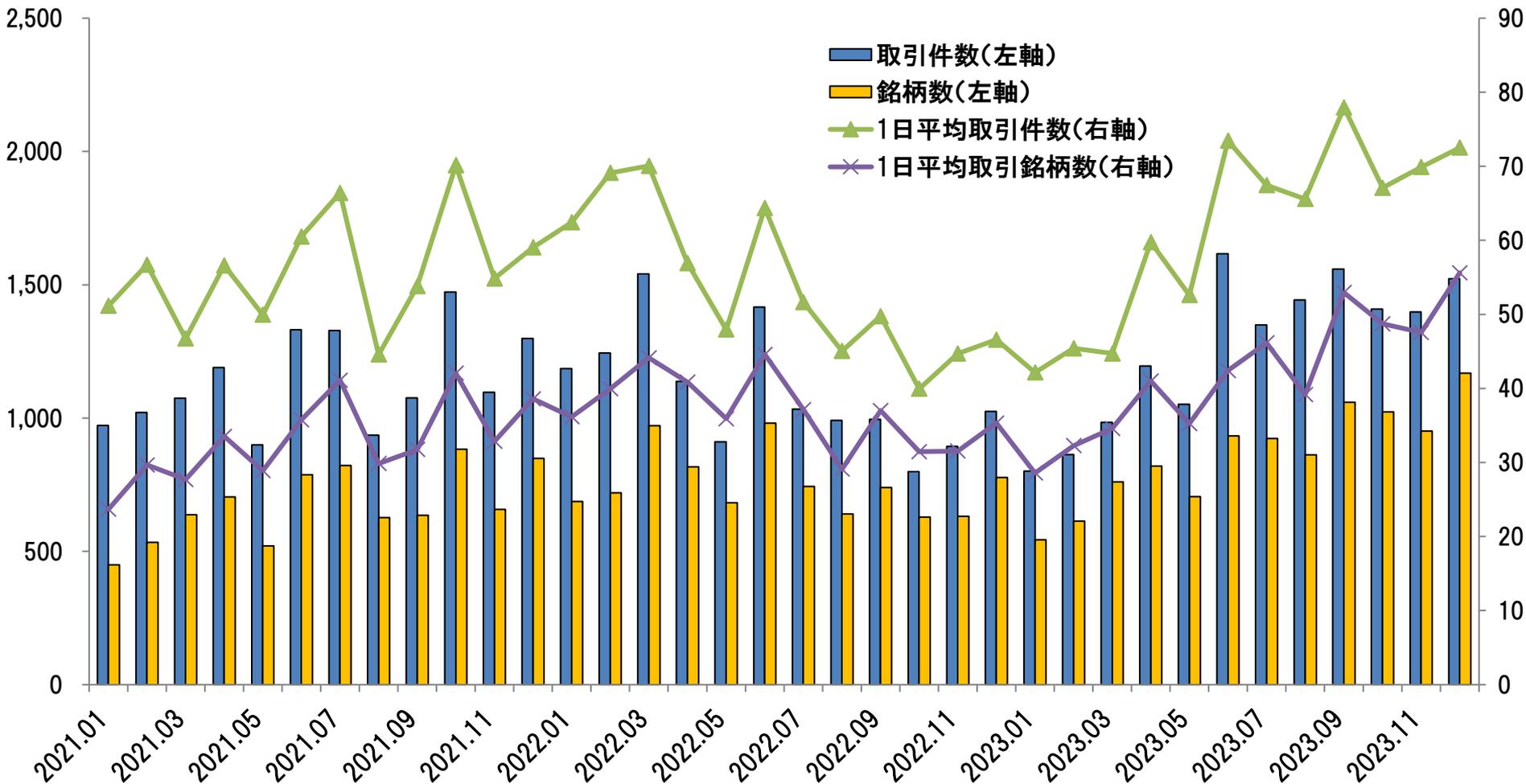
2. 社債取引情報の発表状況

2-①発表対象の取引件数、取引銘柄数推移

棒グラフ
(件・銘柄)

発表対象の社債の取引件数・銘柄数の推移

折れ線グラフ
(件・銘柄)



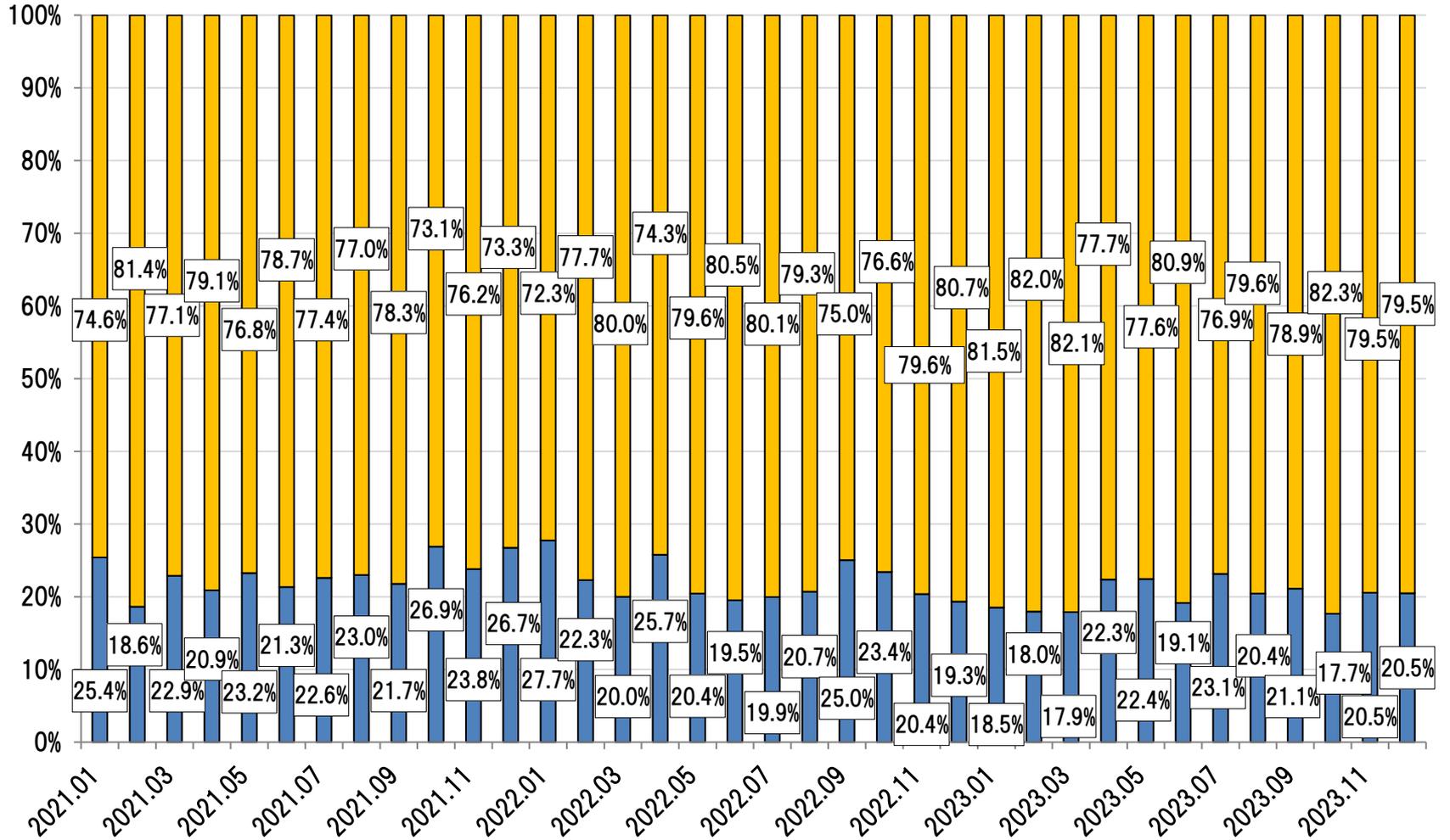
(注) 発表対象の取引件数、取引銘柄数は発表日ベースで集計。

出所：日本証券業協会「社債の取引情報」

2. 社債取引情報の発表状況

2-②取引数量の状況(5億円以上・未満の内訳)

発表対象社債の取引件数の数量別内訳(割合)



(注) 発表対象の取引件数、取引銘柄数は発表日ベースで集計。

■ 5億円未満の取引 ■ 5億円以上の取引

出所：日本証券業協会「社債の取引情報」

2. 社債取引情報の発表状況

2-③発表対象取引の取引数量ベスト20ランキング

	銘柄名称	払込日	発行総額 (億円)	利率	償還日	取引数量(億円)												合計
						202301	202302	202303	202304	202305	202306	202307	202308	202309	202310	202311	202312	
1	武田薬品工業 16	2021/10/14	2,500	0.400	2031/10/14	47	95	120	39	146	120	26	42	33	34	293	73	1,068
2	損保ジャパン劣4	2023/02/13	1,270	※	2083/02/13	-	-	182	339	111	34	39	8	7	4	38	23	785
3	三菱UFJFG12	2023/06/09	2,400	※	2025/06/09	-	-	-	-	-	78	65	120	78	72	55	468	
4	西日本高速道路63	2021/12/09	700	0.001	2023/12/11	0	0	0	162	21	5	178	20	34	0	1	-	421
5	三菱UFJFG10	2023/03/07	460	※	2029/03/07	-	-	-	15	89	77	25	14	36	109	32	6	403
6	アサヒグループHD 19	2023/03/08	500	0.280	2026/03/06	-	-	-	255	0	43	13	15	14	42	3	14	399
7	中国電力 448	2023/06/01	600	0.920	2033/05/25	-	-	-	-	-	109	128	66	35	17	18	373	
8	三井不動産 83	2023/06/06	1,000	0.810	2033/06/06	-	-	-	-	-	121	103	26	48	26	41	365	
9	パナソニック 17	2016/09/20	1,300	0.470	2026/09/18	0	0	142	0	0	0	60	3	92	16	44	4	361
10	野村ホールディングス 3	2021/09/06	1,200	0.280	2026/09/04	35	8	3	3	50	52	125	27	29	5	9	14	360
11	ヒューリック 11	2023/04/13	400	0.320	2026/04/13	-	-	-	-	239	51	57	0	0	0	0	0	347
12	日本生命6ローン劣 1	2021/05/11	2,000	※	2051/05/11	2	0	11	36	56	44	23	20	11	25	56	53	337
13	東電パワーグリッド*39	2020/07/16	1,200	1.080	2030/07/16	12	42	41	24	42	43	11	30	50	4	5	28	332
14	NTTファイナンス 16	2020/12/18	3,000	0.180	2025/12/19	10	63	6	2	31	80	33	40	1	4	36	9	315
15	ソニーグループ*37	2022/12/08	800	0.280	2025/12/08	165	120	1	24	1	0	1	1	0	0	0	0	313
16	中日本高速道路102	2023/09/14	1,000	0.464	2028/09/14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	210	58	27	295
17	西日本高速道路75	2023/05/25	300	0.050	2024/05/27	-	-	-	-	-	67	43	24	6	14	128	282	
18	Zホールディングス 19	2021/07/28	500	0.350	2026/07/28	5	2	2	3	1	5	7	220	28	4	0	4	281
19	東電パワーグリッド*50	2022/04/26	800	0.940	2032/04/26	56	67	19	18	11	49	14	18	3	4	2	15	276
20	日本生命7ローン劣 1	2022/05/10	1,300	※	2052/05/10	9	16	68	49	65	22	14	1	3	4	5	5	261

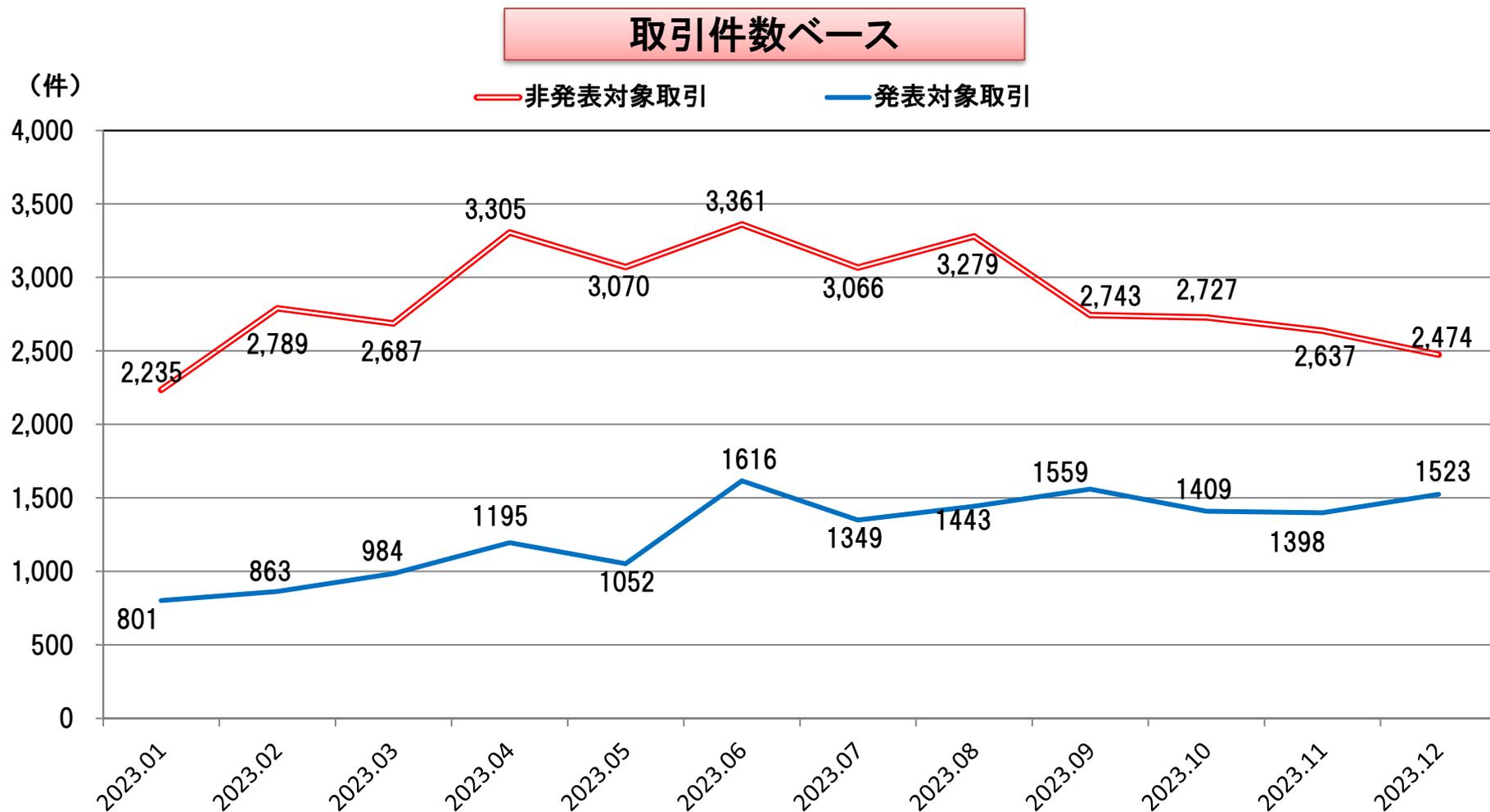
(注1) 変動利率は「※」で表示。発表対象期間外は「-」で表示。

(注2) 発表対象取引は約定日ベースで集計。

出所：日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-①公募社債の取引状況(発表対象取引、非発表対象取引別)



(注1) 額面1,000万円未満の取引を除く。

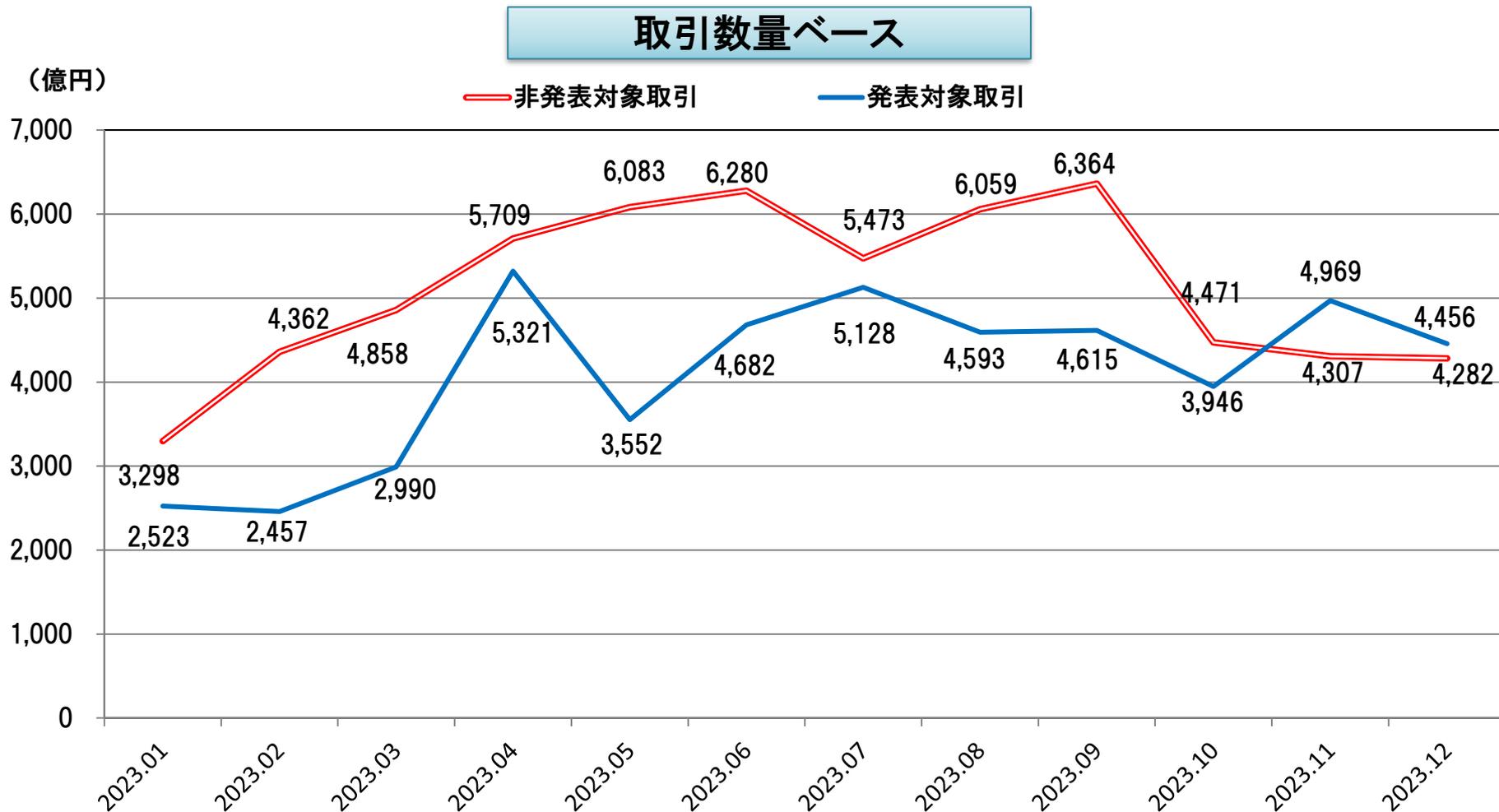
(注2) 発表対象取引は発表日ベースで集計。

(注3) 非発表対象取引には当月中の新規発行銘柄の取引を含むが、約定日が払込日より前の取引を除外している。

出所：日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-①公募社債の取引状況(発表対象取引、非発表対象取引別)



(注1) 額面1,000万円未満の取引を除く。

(注2) 発表対象取引は発表日ベースで集計。

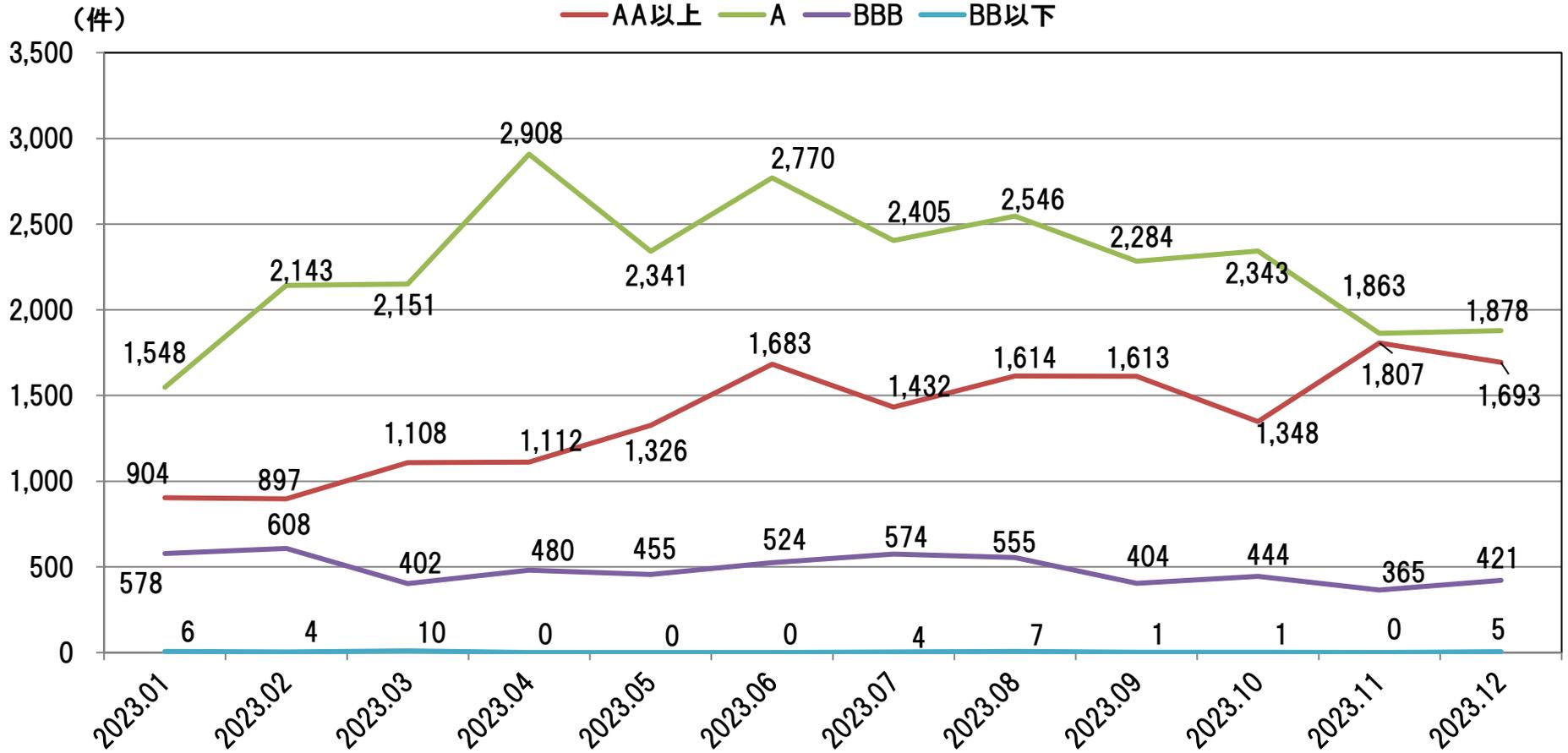
(注3) 非発表対象取引には当月中の新規発行銘柄の取引を含むが、約定日が払込日より前の取引を除外している。

出所：日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-②公募社債の取引状況(格付別)

取引件数ベース



(注1) 額面1,000万円未満の取引を除く。

(注2) 複数格付けがある場合は良い方を採用して集計。

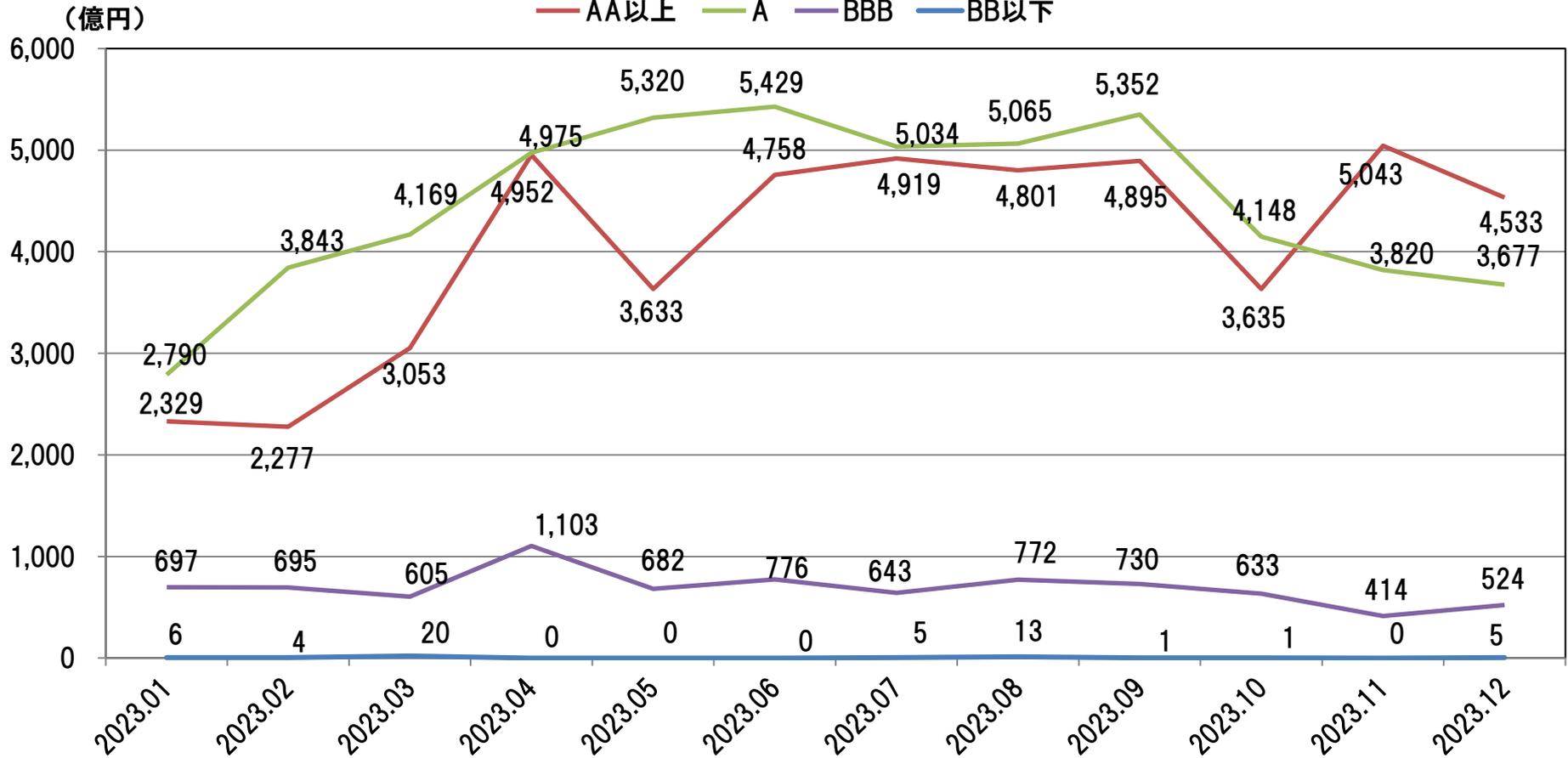
(注3) 非発表対象取引には当月中の新規発行銘柄の取引を含むが、約定日が払込日より前の取引を除外している。

出所：日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-②公募社債の取引状況(格付別)

取引数量ベース



(注1) 額面1,000万円未満の取引を除く。

(注2) 複数格付けがある場合は良い方を採用して集計。

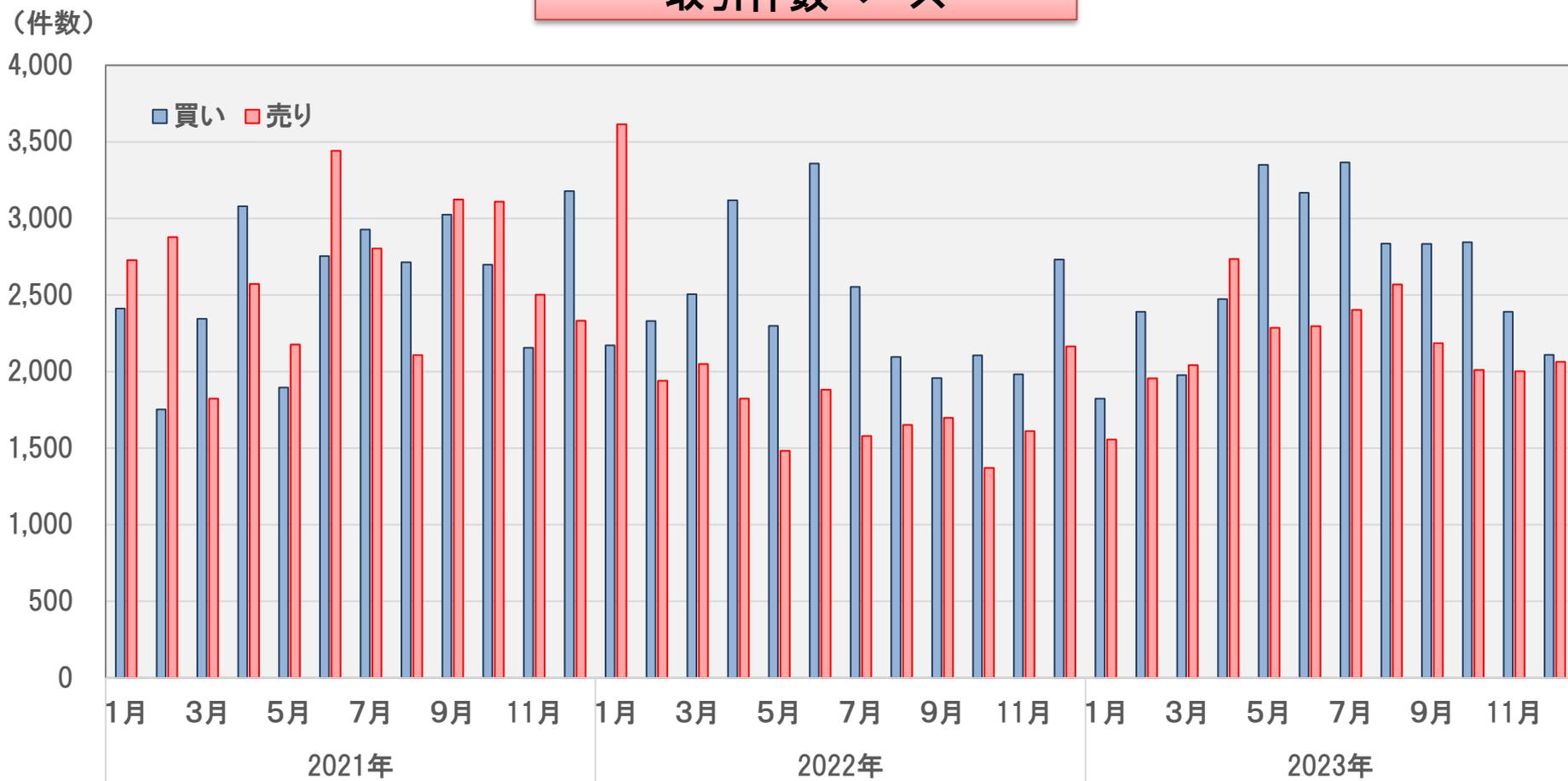
(注3) 非発表対象取引には当月中の新規発行銘柄の取引を含むが、約定日が払込日より前の取引を除外している。

出所：日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-③公募社債の取引状況(売買別)

取引件数ベース



(注1) 額面1,000万円未満の取引を除く。

(注2) 取引件数は約定日ベースで集計。

(注3) 報告会員の取引相手(証券会社の顧客)における売買の別を集計。

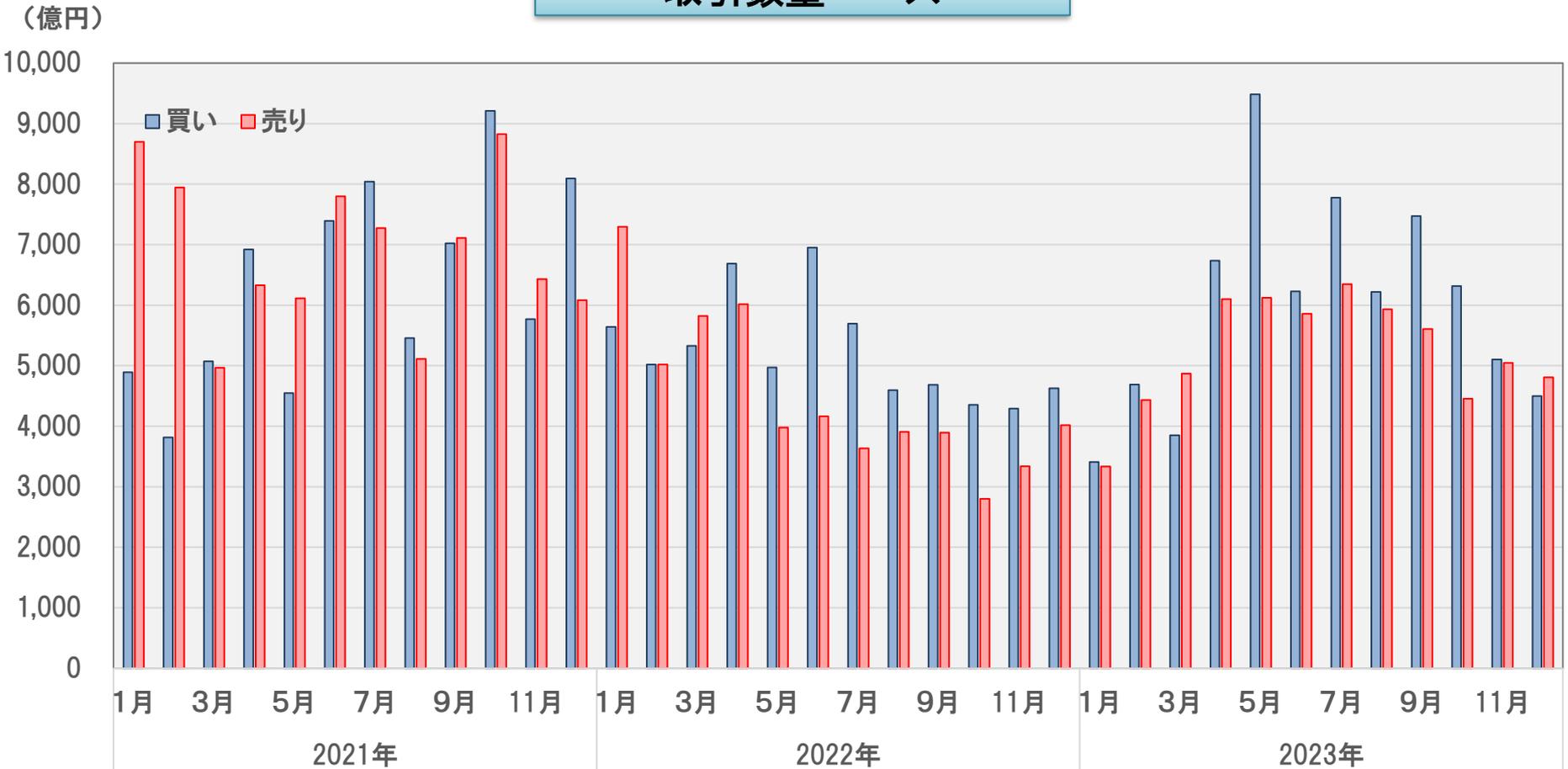
(注4) 日本銀行の社債買入れオペに対する売付けを含まない。

出所: 日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-③公募社債の取引状況(売買別)

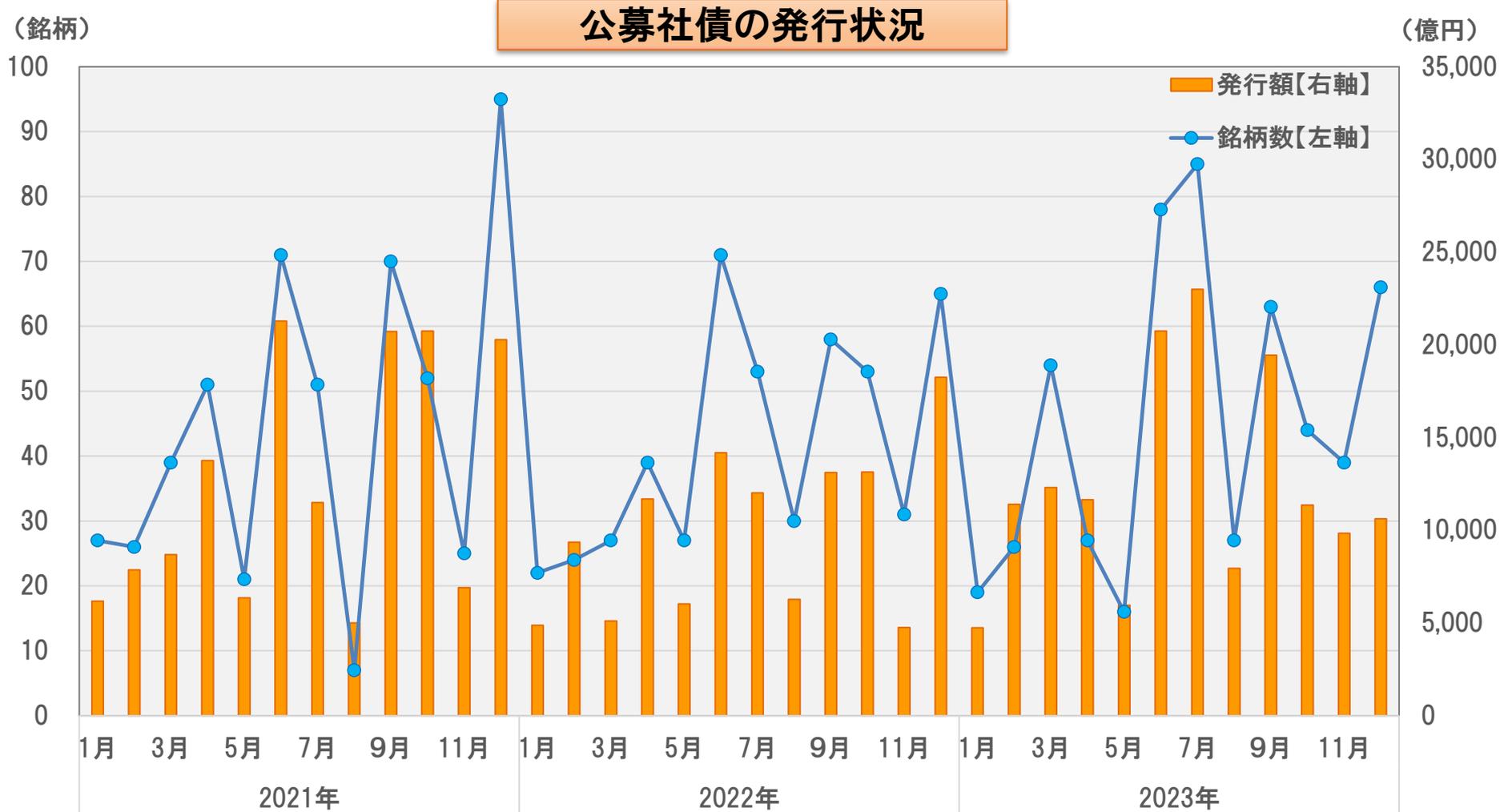
取引数量ベース



- (注1) 額面1,000万円未満の取引を除く。
 - (注2) 取引件数は約定日ベースで集計。
 - (注3) 報告会員の取引相手(証券会社の顧客)における売買の別を集計。
 - (注4) 日本銀行の社債買入れオペに対する売付けを含まない。
- 出所：日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-③(参考)公募社債の発行状況



(注1) 2021年1月～2023年12月までに発行された公募社債を対象（投資法人債を含まない）。

(注2) 払込日を発行日として集計。

出所：日本証券業協会のデータに基づき作成。

【参考】社債の取引情報発表対象銘柄のカバー率 (発表対象拡大前との比較)

	発表対象拡大前				発表対象拡大後					
	2019年12月		2020年12月		2021年12月		2022年12月		2023年12月	
○ 銘柄数	銘柄数	カバー率	銘柄数	カバー率	銘柄数	カバー率	銘柄数	カバー率	銘柄数	カバー率
全公募社債	3,125銘柄	-	3,345銘柄	-	3,491銘柄	-	3,634銘柄	-	3,739銘柄	-
発表対象銘柄 (うち拡大対象銘柄の数)	1,516銘柄	48.5%	1,610銘柄	48.1%	1,743銘柄 (50銘柄)	49.9% (1.8%)	1,867銘柄 (52銘柄)	51.4% (1.4%)	2,021銘柄 (49銘柄)	54.1% (1.3%)
○ 取引件数	取引件数	カバー率	取引件数	カバー率	取引件数	カバー率	取引件数	カバー率	取引件数	カバー率
公募社債の全取引件数 (額面1000万円未満の取引除く)	3,484件	-	3,799件	-	4,039件	-	3,762件	-	3,768件	-
うち額面1億円以上の取引の件数	2,472件	-	2,994件	-	2,796件	-	2,250件	-	2,886件	-
発表対象銘柄の取引の件数 (額面1億円以上の取引のみ)	840件	全取引ベース 24.1% 1億円以上の取引ベース 34.0%	1,087件	全取引ベース 28.6% 1億円以上の取引ベース 36.3%	1,201件	全取引ベース 29.7% 1億円以上の取引ベース 43.0%	998件	全取引ベース 26.5% 1億円以上の取引ベース 44.4%	1,450件	全取引ベース 38.5% 1億円以上の取引ベース 50.2%
○ 取引数量	取引数量	カバー率	取引数量	カバー率	取引数量	カバー率	取引数量	カバー率	取引数量	カバー率
公募社債の全取引数量 (額面1000万円未満の取引除く)	7,891億円	-	9,604億円	-	9,835億円	-	6,471億円	-	8,174億円	-
うち額面1億円以上の取引の数量	7,714億円	-	9,464億円	-	9,633億円	-	6,210億円	-	8,004億円	-
発表対象銘柄の取引の数量 (額面1億円以上の取引のみ)	2,969億円	全取引ベース 37.6% 1億円以上の取引ベース 38.5%	3,977億円	全取引ベース 41.4% 1億円以上の取引ベース 42.0%	4,829億円	全取引ベース 49.1% 1億円以上の取引ベース 50.1%	3,125億円	全取引ベース 48.3% 1億円以上の取引ベース 50.3%	4,031億円	全取引ベース 49.3% 1億円以上の取引ベース 50.4%

(注1) 「拡大対象銘柄」は、「A格相当(Aマイナス除く)で、発行額が500億円以上の銘柄(劣後債及び残存年数20年以上のものを除く)」を指す。

(注2) 各月の前月15日までに発行された銘柄(当月中に償還される銘柄を除く)の取引を対象に集計。

(注3) 発表対象銘柄への該当性は、各月の前月15日時点の格付及び残存年数により判定。

(注4) 取引は約定日ベースで集計し、日本銀行の社債買入れオペに対する売付けを含まない。

出所：日本証券業協会のデータに基づき作成。

【参考】社債の取引情報発表対象銘柄のカバー率 (現行制度との比較)

現在、A格相当の銘柄については、①Aマイナス格相当のもの、②発行額が500億円未満であるもの、③劣後特約付きのもの、④残存年数が20年以上のものが発表対象から除かれている。

2023年12月の発表対象銘柄の同月中の取引を基に、発表対象基準の一部を緩和した際のカバー率を試算。

(1) 各発表対象基準のうち、いずれか1つを緩和した場合

	現行発表対象		①Aマイナス格まで発表		②発行額問わず発表		③劣後債も発表		④残存20年以上も発表	
銘柄数 (3,739銘柄)	2,021銘柄	54.05%	2,039銘柄	54.53%	3,097銘柄	82.83%	2,025銘柄	54.16%	2,021銘柄	54.05%
(増減)	—	—	(+18銘柄)	(+0.48%)	(+1,076銘柄)	(+28.78%)	(+4銘柄)	(+0.11%)	(±0銘柄)	(±0%)
取引件数 (2,886件)	1,450件	50.24%	1,453件	50.35%	2,110件	73.11%	1,451件	50.28%	1,450件	50.24%
(増減)	—	—	(+3件)	(+0.11%)	(+660件)	(+22.87%)	(+1件)	(+0.04%)	(±0件)	(±0%)
取引金額 (8,004億円)	4,031億円	50.36%	4,052億円	50.62%	6,006億円	75.04%	4,044億円	50.52%	4,031億円	50.36%
(増減)	—	—	(+21億円)	(+0.26%)	(+1,975億円)	(+24.68%)	(+13億円)	(+0.16%)	(±0億円)	(±0%)

(2) 「②発行額が500億円未満であるもの」の基準を緩和した場合

	現行発表対象		②発行額問わず発表		②' 100億円まで発表		②' 300億円まで発表	
銘柄数 (3,739銘柄)	2,021銘柄	54.05%	3,097銘柄	82.83%	2,950銘柄	78.90%	2,120銘柄	56.70%
(増減)	—	—	(+1,076銘柄)	(+28.78%)	(+929銘柄)	(+24.85%)	(+99銘柄)	(+2.65%)
取引件数 (2,886件)	1,450件	50.24%	2,110件	73.11%	2,001件	69.33%	1,551件	53.74%
(増減)	—	—	(+660件)	(+22.87%)	(+551件)	(+19.09%)	(+101件)	(+3.50%)
取引金額 (8,004億円)	4,031億円	50.36%	6,006億円	75.04%	5,726億円	71.54%	4,271億円	53.36%
(増減)	—	—	(+1,975億円)	(+24.68%)	(+1,695億円)	(+21.18%)	(+240億円)	(+3.00%)

(注) 取引は約定日ベースで集計し、日本銀行の社債買入れオペに対する売付けを含まない。

出所：日本証券業協会のデータに基づき作成。

【参考】社債の取引情報発表対象銘柄のカバー率 (現行制度との比較)

現在、A格相当の銘柄については、①Aマイナス格相当のもの、②発行額が500億円未満であるもの、③劣後特約付きのもの、④残存年数が20年以上のものが発表対象から除かれている。

2023年12月の発表対象銘柄の同月中の取引を基に、発表対象基準の一部を緩和した際のカバー率を試算。

(3) ①、③、④の各基準の複数を緩和した場合

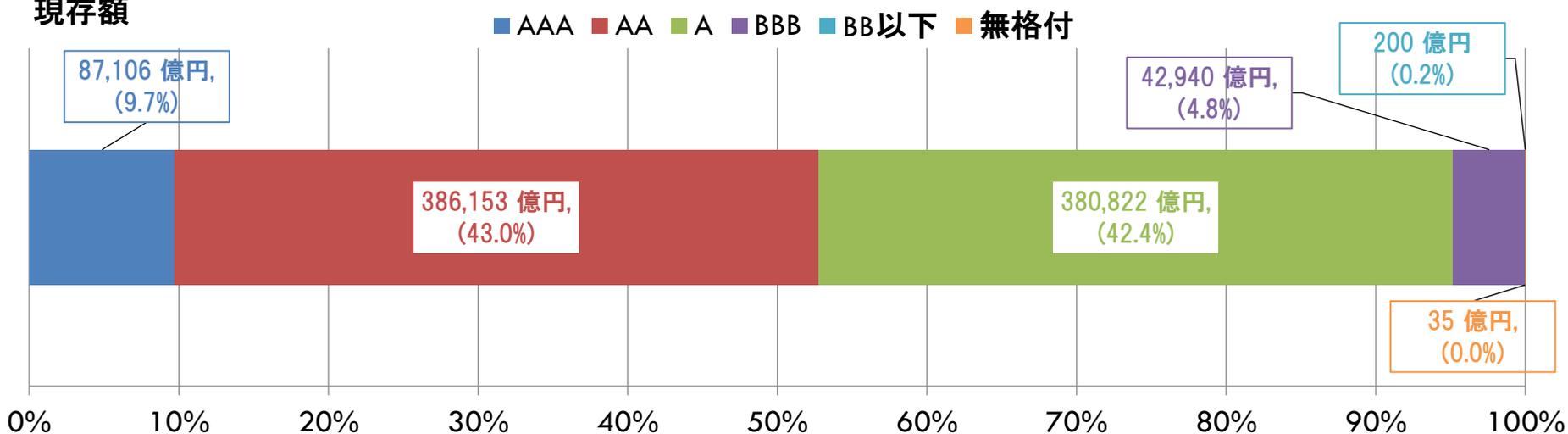
	現行発表対象		①+③		①+④		③+④		①+③+④	
銘柄数 (3,739銘柄)	2,021銘柄	54.05%	2,044銘柄	54.67%	2,039銘柄	54.53%	2,104銘柄	56.27%	2,130銘柄	56.97%
(増減)	—	—	(+23銘柄)	(+0.62%)	(+18銘柄)	(+0.48%)	(+83銘柄)	(+2.22%)	(+109銘柄)	(+2.92%)
取引件数 (2,886件)	1,450件	50.24%	1,454件	50.38%	1,453件	50.35%	1,730件	59.94%	1,757件	60.88%
(増減)	—	—	(+4件)	(+0.14%)	(+3件)	(+0.11%)	(+280件)	(+9.70%)	(+307件)	(+10.64%)
取引金額 (8,004億円)	4,031億円	50.36%	4,065億円	50.78%	4,052億円	50.62%	4,793億円	59.88%	4,863億円	60.75%
(増減)	—	—	(+34億円)	(+0.42%)	(+21億円)	(+0.26%)	(+762億円)	(+9.52%)	(+832億円)	(+10.39%)

(注) 取引は約定日ベースで集計し、日本銀行の社債買入れオペに対する売付けを含まない。

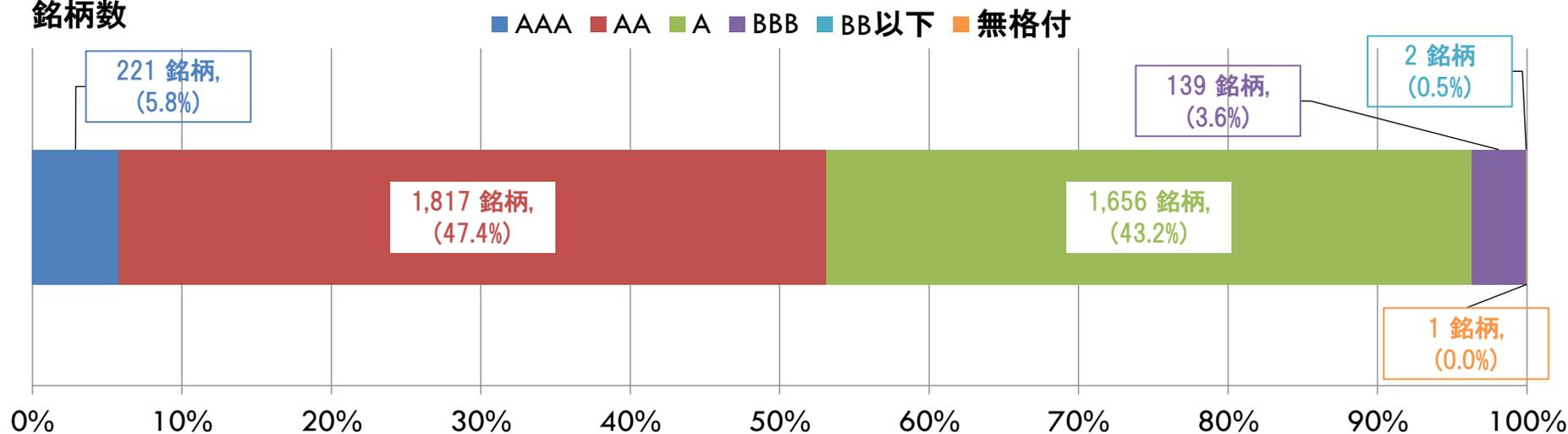
出所：日本証券業協会のデータに基づき作成。

【参考】格付別の社債現存額・銘柄数

現存額



銘柄数

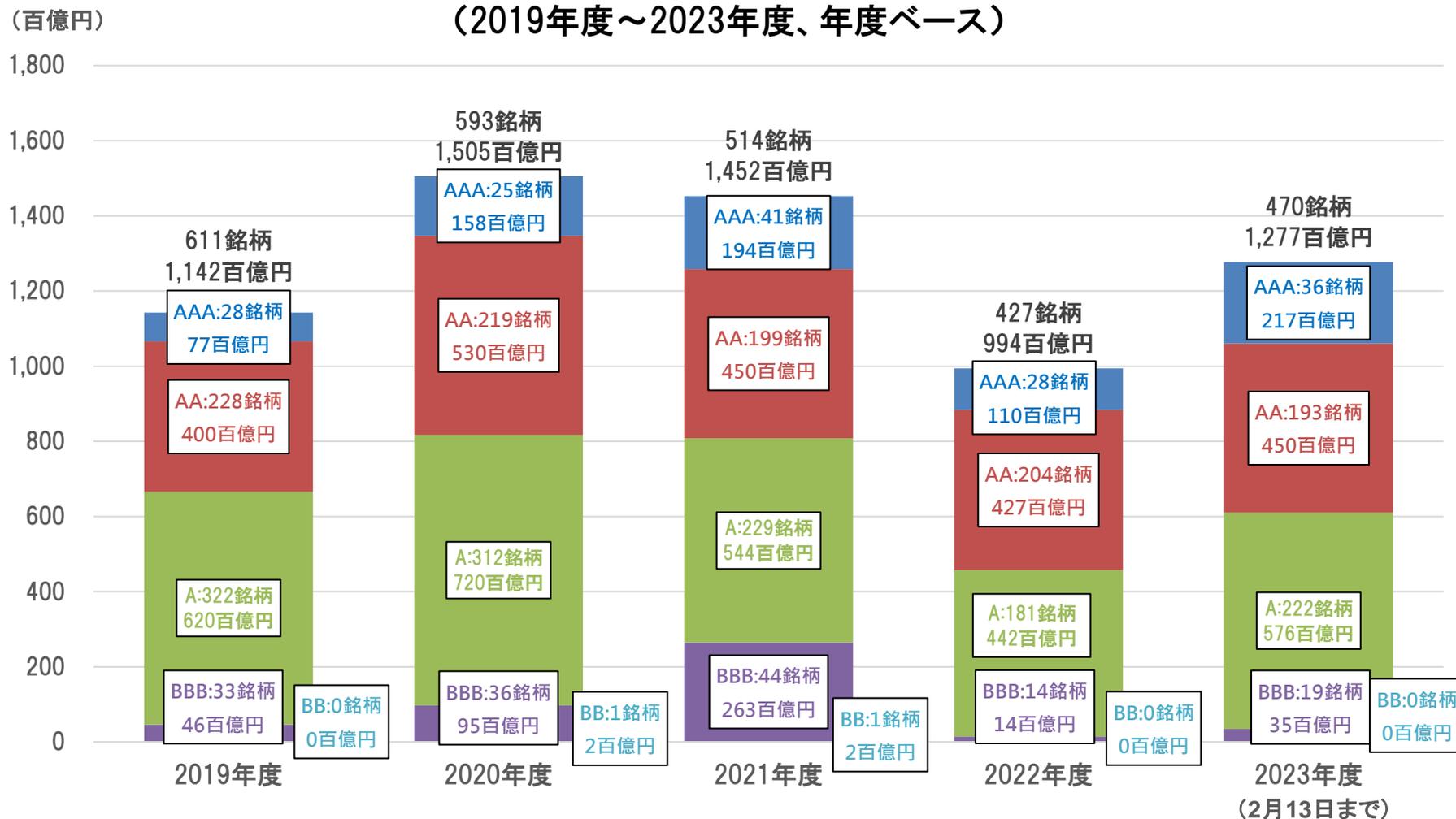


(注) 複数格付がある場合は良い方を採用して集計。

出所：日本証券業協会による推計（2024年1月4日時点）

【参考】格付別の社債発行状況(銘柄数、発行額)

格付別社債発行銘柄数・発行額 (2019年度～2023年度、年度ベース)



(注) 複数格付けがある場合は良い方を採用して集計。無格付を含まない。

出所：日本証券業協会「公社債発行銘柄一覧」に基づき作成(2024年2月13日時点)

社債の取引情報の発表に関する取扱いについて

平成 26 年 3 月 18 日制定
平成 27 年 9 月 30 日改正
平成 27 年 11 月 2 日施行
平成 29 年 2 月 9 日改正
平成 29 年 3 月 15 日施行
平成 30 年 2 月 15 日改正
平成 30 年 10 月 1 日施行
令和 2 年 9 月 15 日改正
令和 3 年 4 月 1 日施行
令和 3 年 6 月 30 日改正
令和 3 年 12 月 1 日施行
令和 5 年 4 月 27 日改正
令和 6 年 2 月 1 日施行
日本証券業協会

1. 目的

この取扱いは、「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」第 7 条第 2 項に基づき、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（以下「規則」という。）第 11 条の 3 の規定による社債の取引情報の発表に関する事項を取りまとめたものである。

2. 発表対象の社債及び取引

発表対象の社債及び取引は、規則第 11 条の 2 に基づき会員から報告を受けた社債の取引のうち、次に定めるものとする。

(1) 発表対象の社債

発表対象の社債は、次のいずれかに該当する（以下「発表基準」という。）ものとする。ただし、「8. 発表停止の取扱い」に基づき発表停止の措置を講じた社債を除く。

- ① 当該社債の銘柄格付が AA 格相当以上であるもの
- ② 当該社債の銘柄格付が A 格相当（A マイナス相当を除く。）で、発行額が 500 億円以上であるもの（劣後特約付きのもの及び残存年数が 20 年以上のものを除く。）

(注 1) 「銘柄格付」とは、信用格付業者（金融商品取引法第 2 条第 36 項に定義する信用格付業者をいう。以下同じ。）のうち、本協会が指定する者から取得した格付（非依頼格付（格付関係者の依頼によらず信用格付の付与を行うものをいう。）を除く。以下同じ）をいう。

(注 2) 「AA 格相当以上」とは、AA 格相当以上の銘柄格付を一以上取得していることをいう。

(注 3) 「A 格相当（A マイナス相当を除く。）」とは、取得した銘柄格付のうち最も高い

格付が「Aプラス」、「A1」、「Aフラット」又は「A2」のいずれかであることをいう。

(2) 発表対象の取引

発表対象の取引は、取引数量が額面1億円以上の取引とする。

3. 発表事項

社債の取引情報の発表事項は、次に掲げるものとする。

①約定年月日

②銘柄コード 証券コード協議会が付番する8桁の銘柄コードの冒頭に「0」を加えた9桁のコードとする。

③銘柄名

④償還期日

⑤利率

⑥取引数量 「5億円以上」又は「5億円未満」の別とする。

(額面金額ベース)

⑦約定単価 額面100円あたりの約定価格とする。

⑧売買の別

⑨売買参考統計値 当該社債について規則第3条第1項に規定する売買参考統計値が発表されている場合、社債の取引の約定年月日と同日(約定年月日が休業日の場合はその翌営業日)の売買参考統計値(売買参考統計値の発表日付は約定日の翌営業日の日付)の平均値を参考情報として発表する。

(平均値)

4. 発表方法等

社債の取引情報は、本協会ホームページにより発表する。データ形式はCSV及びEXCELの2種類とする。(別紙1参照)

5. 発表時間

本協会は、原則として、毎営業日、午前9時を目途に社債の取引情報を発表する。

6. 当日分として発表する取引

規則第11条の2の規定に基づき当日の前営業日に会員から報告を受けた又は(株)証券保管振替機構から受領した取引を、当日分として発表する。(別紙2参照)

7. 発表対象銘柄の更新

発表対象銘柄の更新は日次で行い、毎営業日、当日の発表対象銘柄の一覧を本協会ホームページにより発表する。

(注1) 新規発行銘柄が発行日の8営業日後の日において発表基準に該当する場合、発行日の10営業日後の日(発行日の9営業日後の日に報告された取引)から発表対象銘柄に追加(取引情報の発表を開始)する。

(注2) 当月中に償還される社債は、当月の第一営業日以降の発表対象銘柄から除外する。

(注3) 発表対象銘柄に該当しない銘柄が格上げにより発表基準に該当する場合、発表基準に該当したことを午後4時30分までに本協会が確認した場合には当該確認日の2営業日後の日(当該確認日の翌営業日に報告された取引)から、午後4時30分より後に本協会が確認した場合には当該確認日の3営業日後の日(当該確認日の2営業日後の日に報告された取引)から発表対象銘柄に追加(取引情報の発表を開始)する。

(注4) 発表対象銘柄に該当しない銘柄(銘柄格付がA格相当(Aマイナス相当を除く。)かつ発行額が500億円以上で、劣後特約付きでないもの)が残存年数20年未満となったことにより発表基準に該当する場合、残存年数が20年未満となった日の2営業日後の日(残存年数が20年未満となった日の翌営業日に報告された取引)から発表対象銘柄に追加(取引情報の発表を開始)する。

8. 発表停止の取扱い

(1) 発表停止措置

発表基準を満たす社債であっても、「(2) 発表停止基準」に該当する場合又は「(3) 申請に基づく発表停止」により発表停止の決定を行った場合には、当該社債の取引情報の発表を停止する。

(2) 発表停止基準

「当該社債の連続する2営業日の売買参考統計値の差額」と「参照国債の当該2営業日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上となった社債を発表停止の対象とする。

(注1) 「売買参考統計値」は複利利回りの平均値(ただし、複利利回りを算出する際に用いる単価は小数点第3位までの数値(小数点第4位以下を切り捨てた数値)とする。)とする。以下同じ。

(注2) 「参照国債」とは、発表停止基準又は発表停止の解除基準の算定に際し、当該社債が参照する国債(売買参考統計値発表銘柄で、かつ、参照国債の設定時において既に発行されている銘柄をいう)をいい、原則として、当該国債の売買参考統計値の最終発表日が当該社債の売買参考統計値の最終発表日より遅く、当該社債の償還日に最も償還日が近い国債(当該国債が複数ある場合は当該社債の発行日に発行日が最も近い国債とする。)とする。以下同じ。

ただし、当該国債の利回りが他の償還日の近い国債の利回りと大きく異なる場合には、当該国債以外の国債を参照国債とすることができる。

なお、変動利付社債及びゼロクーポン社債については、参照国債は設定しない。

(注3) 「一定以上」の数値は本協会が別に定めることとし、マーケットの状況に鑑み、必要に応じて、見直しの検討を行うものとする。「9. 発表停止の解除」の「一

定以上」の数値において同じ。

【発表停止基準の算定式】

$$(A - B) - (a - b) \geq X$$

A：当該社債の当日の売買参考統計値

B：当該社債の前営業日の売買参考統計値

a：参照国債の当日の売買参考統計値

b：参照国債の前営業日の売買参考統計値

X：一定の数値

(3) 申請に基づく発表停止

本協会は、発表停止基準に該当しないものの発表停止が真に必要であると認められる社債について、会員による発表停止の申請に基づく審査を経て、発表停止の決定を行うものとする。

発表停止の申請及び決定等の手続きは、次のとおりとする。

- ① 会員は、個別の社債につき、発表停止が真に必要であると考え理由及びその根拠となる資料を提出して、本協会に発表停止を申請する。
- ② 本協会は、会員から提出された資料等に基づき発表停止が真に必要であるか否かについて審査し、発表停止が真に必要であると認めた場合には発表停止の決定を行う。
- ③ 申請に基づく発表停止の決定を行った場合には、発表停止の決定を行った旨及び当該決定の理由等について、本協会ホームページにより発表する。
- ④ 本協会の審査に基づく決定及びその理由については、発表停止の認否にかかわらず公社債分科会に事後報告する。

(注) 本協会は、申請に基づく発表停止の審査事項の例示等について取りまとめた資料を作成し、本協会ホームページにより発表する。

(4) 発表停止の時期及び発表方法

① 取引情報を発表中の社債

「(2) 発表停止基準」に該当した社債については、発表停止基準に該当した日（以下「停止基準該当日」という。）の翌営業日から当該社債の取引情報の発表を停止する。

「(3) 申請に基づく発表停止」により発表停止の決定を行った社債については、発表停止の決定を行った日の翌営業日から当該社債の取引情報の発表を停止する。

② 新たに発表対象銘柄となる社債

新たに発表対象銘柄となる社債について、取引情報の発表が開始される日（以下「発表開始予定日」という。）の前営業日に「(2) 発表停止基準」に該当した場合又は「(3) 申請に基づく発表停止」により発表停止の決定を行った場合には、発表開始予定日から

の取引情報の発表を停止する。

③ 発表停止の発表方法

発表停止については、本協会ホームページにより発表する。

9. 発表停止の解除

「8. 発表停止の取扱い」により取引情報の発表を停止した社債について、発表停止日の20営業日後の日（以下「発表再開予定日」という。）から、発表停止を解除し発表を再開する。

ただし、「発表再開判定日（発表再開予定日の前営業日）における当該社債の売買参考統計値と停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値の差額」と「発表再開判定日における参照国債の売買参考統計値と停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上である場合は、発表停止を継続し発表は再開しない。

（注）発表停止を継続した場合、発表停止の解除を当初の発表再開予定日から更に20営業日後の日に繰り越し、繰り越し後の発表再開予定日の前営業日に改めて発表停止の解除について判定する。

【発表停止継続の算定式】

$$(C - B) - (c - b) \geq Y$$

B：当該社債の停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値

C：当該社債の発表再開判定日の売買参考統計値

b：参照国債の停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値

c：参照国債の発表再開判定日の売買参考統計値

Y：一定の数値

10. 発表中止の取扱い

（1）発表中止基準

発表基準を満たさなくなった社債は、取引情報の発表を中止する。

（注）取引情報の発表を中止した社債は、翌営業日以降の発表対象銘柄の更新において、再度、発表基準を満たしている場合に限り発表対象銘柄となる（発表中止については、解除の制度はない。）。

（2）発表中止の時期及び発表方法

① 取引情報を発表中の社債

発表中止基準に該当したことを午後4時30分までに本協会が確認した社債について、当該確認日の翌営業日から当該社債の取引情報の発表を中止する。

（注）午後4時30分より後に発表中止基準に該当したことを確認した社債については、当該確認日の翌々営業日から発表を中止する。

② 新たに発表対象銘柄となる社債

新たに発表対象銘柄となる社債について、発表開始予定日の前営業日の午後4時30分までに発表中止基準に該当したことを本協会が確認した場合には、発表開始予定日からの取引情報の発表を中止する。

(注) 発表開始予定日の前営業日午後4時30分より後に発表中止基準に該当したことを確認した社債については、発表開始予定日の翌営業日から発表を中止する。

③ 発表中止の発表方法

発表中止については、本協会ホームページにより発表する。

11. 訂正の取扱い

社債の取引情報の訂正については、次に定めるところによる。

(1) 本協会におけるシステム上の不具合等により誤った取引情報が発表された場合又は会員若しくは㈱証券保管振替機構におけるシステム障害等により本来の報告日から遅れて報告された場合

速やかに訂正後の社債の取引情報及び正誤表を本協会ホームページで発表する。

この場合、訂正に係る社債の取引情報について、本来の報告日が判別できる場合には当該報告日の翌営業日を発表日として社債の取引情報を訂正するものとし、本来の報告日が判別できない場合には、訂正に係る社債の取引情報の約定日の翌営業日を発表日として社債の取引情報を訂正する。

(2) 会員から報告を受けた取引情報について事後訂正の報告があった場合

社債の取引情報の訂正は行わない。ただし、発表後1年が経過していない社債の取引情報については、原則として、事後訂正があった都度、速やかに会員から再び報告された社債の取引情報と既に発表している社債の取引情報との比較表を作成のうえ、参考情報として本協会ホームページ上で発表する。

12. 流動性に与える影響等の検証

本協会は、社債の取引情報の発表の実施後、社債の流動性に与える影響等について定期的に（少なくとも1年に一度）検証を行い、必要に応じて発表対象銘柄、発表事項、発表方法及び発表時間等について見直しの検討を行うこととする。

以 上

付 則

この「社債の取引情報の発表に関する取扱い」は、平成 26 年 3 月 18 日付「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第 11 条の 3 の改正の施行日から施行する。

付 則

この改正は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。

付 則

この改正は、平成 29 年 3 月 15 日から施行する。

付 則

この改正は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、同日付けの約定分に係る発表から適用する。

付 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日付けの発表から適用する。

付 則

この改正は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この改正は、令和 6 年 2 月 1 日から施行し、同日付けの発表から適用する。ただし、2. (1) (注 1) から (注 3) までの改正は、令和 5 年 10 月 2 日から施行し、同日付けの発表から適用する。

【別紙 1】

社債の取引情報の発表形式

社債の取引情報								
○ 20XX年11月8日発表分								
約定年月日：20XX年11月6日								
銘柄コード	銘柄名	償還日	利率	売買の別 注1	取引数量（額面金額ベース）5億円以上	取引数量（額面金額ベース）5億円未満	約定単価 （円）	【参考】売買参考統計値（平均値） 注2
09044XXXX	○○○道路44	20XX/12/20	1.XXX	売り		*	103.983	104.1
00088XXXX	○○旅客鉄道 88	20XX/04/13	0.XXX	買い		*	99.978	99.96
00430XXXX	○○電力 430	20XX/02/23	1.XX	買い	*		105.041	104.86
00430XXXX	○○電力 430	20XX/02/23	1.XX	売り		*	104.813	104.86
注1 売買の別は、当該取引の報告を行った会員の取引相手方からみた「売り」又は「買い」である。 注2 売買参考統計値（平均値）は、本協会が指定する協会員から、当日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値（売り気配と買い気配の仲値）の平均値である。								
約定年月日：20XX年11月7日								
銘柄コード	銘柄名	償還日	利率	売買の別 注1	取引数量（額面金額ベース）5億円以上	取引数量（額面金額ベース）5億円未満	約定単価 （円）	【参考】売買参考統計値（平均値） 注2
09044XXXX	○○○道路44	20XX/12/20	1.XXX	売り		*	103.774	103.9
00024XXXX	○○ハウス 24	20XX/07/20	0.XX	買い		*	99.83	99.37
00015XXXX	○○グループHD 15	20XX/06/13	0.XXX	売り	*		100.139	100.14
00008XXXX	○○銀行劣 8	20XX/02/23	1.XXX	買い		*	100.442	100.43
00008XXXX	○○銀行劣 8	20XX/02/23	1.XXX	売り		*	100.428	100.43
00008XXXX	○○銀行劣 8	20XX/02/23	1.XXX	売り		*	100.428	100.43
00002XXXX	○○○日本劣 2	20XX/08/08	*	買い		*	99.572	99.56
00002XXXX	○○○日本劣 2	20XX/08/08	*	売り		*	99.44	99.56
注1 売買の別は、当該取引の報告を行った会員の取引相手方からみた「売り」又は「買い」である。 注2 売買参考統計値（平均値）は、本協会が指定する協会員から、当日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値（売り気配と買い気配の仲値）の平均値である。								

(注1) 同一銘柄の取引については、約定単価の高いものから上に表示する。

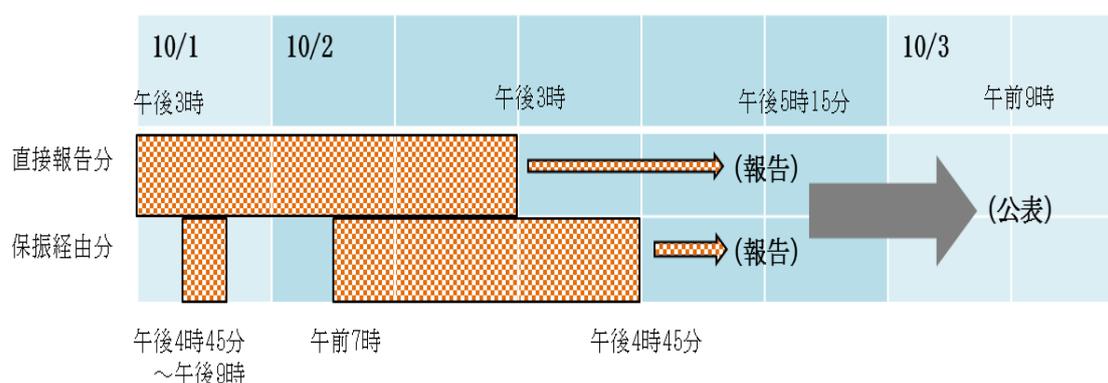
(注2) 同一価格で複数の取引がある場合、行数を分けて表示する。

(注3) 例えば、約定日 20XX 年 11 月 7 日における売買参考統計値は 20XX 年 11 月 7 日（売買参考統計値の発表日付は 20XX 年 11 月 8 日）を表示する。

【別紙 2】

当日分として発表する取引（具体例）

○20XX年10月3日発表分



- ① 本協会は、10月2日の午後5時15分までに、会員から当日の社債の取引の情報の報告を受ける^(注1)。また、(株)証券保管振替機構から当日の社債の取引の情報を受領する^(注2)。

(注1) 当日の社債の取引とは、10月1日の午後3時から10月2日の午後3時までにシステムにおいて処理（又は承認）された取引をいう。以下、会員から報告を受ける情報を「直接報告分」という。

(注2) 当日の社債の取引とは、10月1日の午後4時45分から10月2日の午後4時45分までに、会員が約定照合のための情報（決済照合システムにおける売買報告データ）を(株)証券保管振替機構の決済照合システムに送信した取引をいう。以下、(株)証券保管振替機構から受領する情報を「保振経由分」という。なお、上図は、決済照合システムの稼働時間を考慮した時間となっている。

- ② 10月2日の午後5時15分までに報告のあった取引（直接報告分及び保振経由分）の情報を10月3日の午前9時に発表する。
- ③ 10月2日に約定した取引のうち、当日報告分以外（直接報告分は10月2日午後3時以降にシステムにおいて処理（又は承認）された取引、保振経由分は10月2日午後4時45分から午後9時までに決済照合システムに送信された取引）は、10月3日の報告分となり、10月4日の午前9時に発表する。

以上

社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ委員名簿

2024年4月
日本証券業協会

主 査	野 村 修 也	(中央大学法科大学院 教 授)
委 員	赤 城 大	(B o f A 証 券 クレジット・トレーディング部長)
〃	阿 部 純 理	(三菱UFJモルガン・スタンレー証券 市場企画部 部長代理)
〃	市 川 智 史	(日本生命保険 国際投資部 調査役)
〃	大 久 保 喬	(日本相互証券 経営企画部 部長)
〃	片 桐 清 志	(み ず ほ 証 券 グローバルマーケット部門 市場・商品プロセスコントロール部) ヴァイスプレジデント
〃	楠 元 新 一	(EY新日本有限責任監査法人 金融事業部 パートナー)
〃	栗 原 啓	(デロイトトーマツ リスクアドバイザリー合同会社 デイレクター)
〃	高 橋 順 一	(S M B C 日 興 証 券 グローバル・マーケット企画部 担当部長)
〃	Duane Robinson	(ゴールドマン・サックス証券 証券部門 債券為替コモディティグループ クレジット・トレーディング部) マネージング・ダイレクター
〃	徳 島 勝 幸	(ニッセイ基礎研究所 取締役金融研究部 研究理事)
〃	橋 本 茂	(野 村 證 券 グローバル・マーケット企画部 エグゼクティブ・ディレクター)
〃	羽 原 健 一	(三井住友信託銀行 資産管理企画部 主任調査役)
〃	福 田 拓 馬	(大和アセットマネジメント アクティブ運用第一部 シニア・ファンドマネージャー)
〃	堀 内 一	(三 菱 商 事 財務部 部長代行 資金チームリーダー)
〃	松 下 伸 治	(大 和 証 券 グローバル・マーケット・オペレーション部 担 当 部 長)
〃	美 川 卓 也	(三井住友銀行 市場営業統括部 上席推進役)
〃	横 山 淳	(大 和 総 研 金融調査部 副部長・主任研究員)
〃	和 田 康	(東海東京証券 債券部 副部長)
オブザーバー	平 良 耕作	(日 本 銀 行 金融市場局・市場整備G 企画役)
〃	高 田 明 典	(証券保管振替機構 振替業務部 調査役)
〃	丹 野 慎 太郎	(金 融 庁 監督局証券課 証券監督専門官)
〃	平 林 高明	(金 融 庁 企画市場局市場課 課長補佐)

以上23名 (敬称略・五十音順)